

令和7年第5回府中町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 開 会 年 月 日 令和7年12月12日 (金)

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和7年12月16日 (火)

~~~~~○~~~~~  
4. 出席議員 (18名)

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 議長   | 力 山 彰 君     | 副議長  | 森 本 将 文 君   |
| 2 番  | 橋 井 肇 君     | 3 番  | 安 部 智 恵 美 君 |
| 5 番  | 松 本 真 明 君   | 6 番  | 梶 川 三 樹 夫 君 |
| 7 番  | 木 田 圭 司 君   | 8 番  | 三 宅 健 治 君   |
| 9 番  | 川 上 翔 一 郎 君 | 10 番 | 西 山 優 君     |
| 11 番 | 坂 田 栄 一 君   | 12 番 | 山 口 晃 司 君   |
| 13 番 | 齋 藤 昇 君     | 14 番 | 宮 本 彰 君     |
| 15 番 | 田 中 伸 武 君   | 16 番 | 二 見 伸 吾 君   |
| 17 番 | 狩 野 雄 二 君   | 18 番 | 金 澤 映 理 子 君 |

~~~~~○~~~~~  
5. 欠席議員 (0名)

~~~~~○~~~~~  
6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

~~~~~○~~~~~  
7. 説明のため会議に出席した者

| | | |
|-----------|---|-------------|
| 町 | 長 | 寺 尾 光 司 君 |
| 副 | 町 | 長 桑 原 強 君 |
| 教 | 育 | 長 新 田 憲 章 君 |
| 総 務 企 画 部 | 長 | 谷 口 充 寿 君 |
| 財 務 部 | 長 | 増 田 康 洋 君 |

| | |
|----------------|-----------|
| 福 祉 保 健 部 長 | 中 本 孝 弘 君 |
| 町 民 生 活 部 長 | 胡 子 幸 穂 君 |
| 建 設 部 長 | 磯 亀 智 君 |
| 建設部区画整理担当部長 | 井 上 貴 文 君 |
| 消 防 長 | 新 宅 和 彦 君 |
| 教 育 部 長 | 屋 敷 学 君 |
| 危 機 管 理 監 | 佐 藤 伸 樹 君 |
| 町民生活部次長兼自治振興課長 | 倉 崎 誠一郎 君 |
| 消防次長兼消防総務課長 | 橋 本 臣 彦 君 |
| 建設部次長兼維持管理課長 | 谷 口 洋 二 君 |
| 政 策 企 画 課 長 | 藤 永 政 己 君 |
| 総 務 課 長 | 梶 山 睦 生 君 |
| 保 険 年 金 課 長 | 平 尾 明 子 君 |
| 都 市 整 備 課 長 | 高 橋 幹 君 |
| 建 築 課 長 | 原 田 司 君 |
| 区 画 整 理 課 長 | 大 神 規 正 君 |
| 警 防 課 長 | 瀬 戸 剛 君 |
| 予 防 課 長 | 池 本 琢 己 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 長 西 弘 子 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長(力山 彰君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和7年第5回府中町議会定例会、第3日目の会議を開きます。

議事日程第3号を御覧ください。

本日の議事日程でございますが、御覧の日程で会議を進めてまいりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、10番西山議員、11番坂田議員を指名いたします。よろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第2、一般質問を議題に供します。

昨日に引き続き、厚生関係の質問を行います。

厚生関係、第3項、町内会支援の今後の展望について、7番木田議員、町内会活動の活性化、15番田中議員の質問を行います。

7番木田議員。

○7番(木田圭司君) 皆さん、おはようございます。7番木田です。

通告に基づいて質問をいたします。

質問事項、町内会支援の今後の展望について。

質問趣旨。町内会は、防災、防犯、子育て支援、地域福祉など、町民同士のつながりを基盤として地域社会を支える重要な役割を担っています。人口構造の変化や生活様式の多様化が進む中でも町内会の存在意義はむしろ高まっていると考えられます。

こうした中、町内会加入促進等補助金の創設は、町内会活動への理解を広げ、担い手の確保にもつながる大きな一歩であり、申請も良好であると承知しています。取組を一過性のものに終わらせず、持続的な加入促進につなげていくために町の考えを次のとおりお伺いいたします。

1、申請状況と内容、成果をどのように捉えているか。

2、活用したいがなかなか手が回らないといった町内会への支援についてはどのように考えておられるか。

3、申請が良好であることから、補助枠の拡充等を検討する考えはあるのか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長(力山 彰君) 15番田中議員。

○15番(田中伸武君) 田中伸武です。ほぼ同じテーマで、木田議員と同じ質問出し

てますけども、あらかじめ2人で結託したわけじゃないんで、ちょっとだぶったりなんだりして、質問する項目になることを申し訳なく思いますけれども、聞いてやってください。

町内会活動の活性化についてのお尋ねであります。

僕は、府中町で本年度から町内会活動に影響のある取組が二つ始まりましたね、同時に。一つは、町内会を通じて配布していた広報紙を、希望がある町内会には業者に投げてもいいよと、業者が委託配布してもいいよという、できるようにした、そういう業者委託の制度。もう一つが、先ほど木田議員も質問しましたけども、町内会の加入促進等補助金というお金を補助してくれる制度ですね。この二つが同時に始まった。

広報紙の配布のほうは、言わば町内会の負担を軽減させる負担軽減の事業であって、その分補助金が削られるわけですけども、もう一つの加入促進の事業のほうは、活動にちょっと汗をかいてくれと、何かイベントやりなさいと、その代わりお金出すよという事業ですね。そうすると、何かこの二つの事業を同時に始まっているんですが、裏表の事業のようにも見えるわけですけども、非常に乱暴な言い方をすると、広報紙の委託のほうは、ちょっと横着してその代わりお金が減る。加入促進のほうは、ちょっと汗かいてお金をもらうということで、あめとむちと言うとちょっと乱暴ですけども、表裏の事業で町内会を活性化する。そして負担も軽減させるという二つの取組であります。

いずれも府中町としては初めての取組で、非常に話題になっておりますし、僕はいいチャレンジで、みんなやってるなと思うわけですけども、あそこの町内会はこんなイベントやってすごいで、面白いでいう話題になったり、あるいは逆に、ちょっと補助金こんだだけカットしたし、最近はアルミ缶の回収の売上げもどうも伸びんし、どうしようかいのというような、そういう悩みのある町内会もあるわけですね。

そういった両方含めて二つの事業が町内会にどういった影響を与えているのか。あるいはどんな効果をもたらすのか。初年度の事業がまだ全部終わってないし、イベントもやり切っていないところではありますけれども、この滑り出しの状況をどう評価するのか、どういう声があるのか、それを分析して、そして来年度以降の見通しをお伺いしたいと思います。

それで、お尋ねの具体的なあれですけども、まずは、一つの町内会の加入促進補助金のほうですね、お金もらうほう。これについてのお尋ねでありますね。

もう一つのお金カットされるほうね。広報紙の委託配布のほう。これは第2の質問のほうに取っておきますので、まずは第1の質問、補助金の事業のほう。

具体的に、一つは、町内の69の町内会のうちの申請した町内会の数とか、あるいはこんな事業をしますといった、申し出た町内会の数。そして、それを受け付けた後、自治振興のほうでいろんな調整をして実施をスタートさせた。大体予算枠どおりで、何かうまいことをスタートできたというふうにも伺うわけですが、その内容、実施状況をお伺いします。

そして事業の評価ですね。町内会に実施したところはアンケートやってくれということ、参加者のアンケートを求めているわけですがけれども、どんな声が集まっているのかお聞きします。

大体実施団体おおむね好評のようですがけれども、そのイベントの内容もアイデアを凝らしたものがあるかと思えば、とんどや亥の子といった毎年やっとなる事業にちょっと色をつけて補助金もらおうと、そういうようなところも結構多いわけですね。それでも意味があるんか。いや、それでもちゃんと住民アンケートを実施して、あるいは加入促進の戸別訪問やったりするから、これは非常に意義があるんだという見方もあられるけれども、そこらの評価、これもお伺いしたいと思います。

それから、第2点ですが、そもそもの狙いである町内会の加入状況、加入促進補助金ですからね、加入状況と活性化の問題であります。

住民と行政の連携・協働によるまちづくりを推進します。そして、4次総の中ではそういう項目を設けておるわけですがけれども、町内会加入率を令和元年度73.3%、これを令和7年度、つまり本年度は同じ73.3%を維持するという、そういう目標値に定めているわけですね、総合計画では。これは計画を定めること自体どうなのかということもあると思いますが、達成率、その他加入状況は結局どうなっていて今の事業なのかという見方、これをお尋ねしたいと思いますね。

先ほど木田議員も指摘あったように、最近の共同体意識の希薄化とか、あるいは核家族化とか、共働き家庭の増加等で町内会役員の担い手が減ったり、あるいは弱くなったり、近所付き合いの考えも変わったりして、加入率そのもの、これも結構困難だと思うわけですね。そもそも住民の任意組織であるところの町内会の加入率というのを地方自治体が行政目標として掲げることはなかなか難しいわけですね。言うまでもないことですがけれども、町内会は法的な存在ではありません、任意の組織です。一部

は地方自治法に基づく地縁団体の認可を受けたり、あるいは財団法人だったり社団法人だったりするところも一部にはあるようですけども、ほとんどが任意の組織ですよ。住民の意思で組織したものである。でもそれがめぐって我々の住民の福祉に結びつく。安全・安心とか防災とか健康づくりとかですね。そこで行政としての地域づくりと加入率という問題が出てきて総合計画に掲げているわけですけども、そこをどう評価するかと。これもお尋ねしたいと思いますね。

と言いつつですね、町内会の活性化は、加入率だけがバロメーターではないのは当たり前のことです。加入促進だけでなく、町内会の活動を活性化するのであれば、ほかのアイデアも求められるのは言うまでもないところであります。

担い手が戸惑っている町内会の運営方法、例えばこれを、マニュアルをつくって、経理なんかはこうしんさいよとか、あるいはこういうことはやっちゃいけないのよとか、あるいは、こんなイベントやっといういい例がありますよという事例を示したり、そういうマニュアルみたいな手引書をつくる。これも大きな一助になって、実際に全国で見るとすごいマニュアルをつくっている町内会、あるいは自治体がマニュアルをつくって町内会に示しとる例はたくさんあるわけですけども、こういったものも一つの加入率、あるいは活性化促進の一助になるアイデアじゃないでしょうか。あるいは最近、ウェブやSNSを活用して町内会のコミュニケーションを密にすると、活動活性化の手助けとすると、そういうやり方もあると思いますね。

広島市が統括管理するというんですか、広島都市圏のポータルサイト、こむねっとひろしまには、府中町の各町内会の紹介もあるわけですけども、これはもう単に何々町内会は、うちは団結率のいい町内会ですよとか、こんなお祭りやってますよという自己紹介だけに終わってるページですから、ここに町内会の役員が何か、行事は今度これがありますって書き込んだり、あるいは今度のお祭りのときはこんな意義ありましたよという写真をばっとアップしたりとかですね、そういうことはちょっとできないわけですね。そういう意味で、各町内会が手軽にコミュニケーションを図るツールとして使えるような、そういうプラットフォームなり、あるいはアプリなりを提供するのも、これも一つの町内会の活動支援になるかもしれませんね。それは勝手な僕の思いつきですけども、そういったことも含めて、加入率目標だけでいいのか。あるいはほかのそういったアイデアも含めて町内会の活性化の支援を考えてもいいんじゃないかということもちょっとお尋ねしたいと思います。

以上ですね、まずは加入促進事業のほうですね、お金をもらう事業の概要と中身。そして、加入促進あるいは活性化のための方策、それについての質問とまずはさせていただきたいと思います。お願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（胡子幸穂君） おはようございます。町民生活部長です。

7番木田議員からの一般質問、「町内会支援の今後の展望について」及び15番田中議員からの一般質問、「町内会活動の活性化」については、共に町内会活動、特に町内会加入促進事業に関連する御質問でありますので、一括して答弁いたします。

両議員御指摘のとおり、私たちの住む地域には、町内会といった住民同士を結びつける組織が存在し、清掃活動や防犯パトロール、祭りの運営、防災訓練など、地域の安全と交流を支える大切な役割を果たしております。

しかし近年、その町内会は、加入率の低下や担い手不足といった深刻な課題を抱え、大きな転換期を迎えています。実際、町内会の加入率は年々低下していますが、これは共働き世帯や単身世帯の増加、ライフスタイルの変化により、地域との関わりを持たなくても生活できる環境が整ったことが背景にあると考えられます。その結果、町内会活動を支えているのは主に高齢者となり、特に役員の成り手不足は非常に深刻になっております。このような状況は、町内会役員への負担を増大させるだけでなく、組織の活力を失わせる原因にもなっております。

そのため、当町ではこれまで多くの施策を進めてまいりましたが、中でも今年度から新たに「町内会加入促進等補助金制度」を創設し、加入促進と町内会活性化のための各種イベントを通じ、町内会の活性化と担い手の確保に寄与することを目指しました。

それでは、木田議員の質問1点目、「申請状況と内容、成果をどのように捉えているか」、田中議員の質問1点目、「町内会加入促進補助金の実施状況」について、併せて答弁します。

当該補助金は、今年6月に受付期間を設け、合計13町内会、申請額は予算額と同額の180万円となり、受付は既に終了しております。当初、申請額の合計金額は、予算額180万円を多少上回っておりましたが、南北町内会連合会の調整で金額を予算額と同額とし、申請のあった全ての町内会が利用できることとなりました。

各町内会ごとにイベント内容、事業費、参加者数は異なりますが、映画上映会や野球観戦、その他夏祭りなど、町内会に未加入の方も参加しやすくなるよう積極的に働きかけを行っておられます。成果については、現在まだ事業を終えていない町内会があるため、全体での評価は来年の実績報告書が出そろった後になりますが、現時点で報告されている事業について御報告します。

一つの例として、鶴江1丁目町内会が主催された「ほしぞら映画祭」が挙げられます。これは子ども向け映画上映会を今年8月に「鶴江ふれあい公園」で実施されたものです。開催前にイベント案内チラシを約750世帯にポスティングし、その結果、町内会未加入者約100人を含め、全体で約300人が参加し、うち5世帯が新たに町内会加入への意思表示をされるなど、一定以上の成果があったと言えます。

その他、山田町内会の野球観戦ツアーや鹿籠下町内会などの夏祭りなど、8町内会の事業が完了し、既に実績報告を受けております。

いずれも終了後の参加者アンケートを実施していますが、その結果からおおむねイベントの満足度は高く、町内会に関心を持ってもらうこと、また町内会への関心を増すことにより、これまでにない地域の結びつきが感じられるものとなったことがうかがえます。また、今回このような取組を初めて行ったわけですが、その中で反省点も明らかになりました。

町内会加入促進等補助金事業については新規事業であることから、前年度から町内会連合会の定例会などに出向き、周知を図ってきたところですが、実際の申請期間が6月前半のみと短かったこともあり、令和7年度については申請を見送られた町内会もあったと伺っています。

こういった反省点を踏まえ、来年度の実施見通しについては、来年度当初予算が議決された暁には、4月からすぐに補助金を活用した事業が行えるよう、既に「令和8年度の加入促進補助金」の募集を御案内し、事業計画書などを提出していただいているところです。この結果、来年度に申請予定の町内会は13団体、うち新規申込みは9団体で、事業費の合計額は約180万円と、今年度の申込み状況とほぼ同様になると見込んでいます。

続いて、木田議員の質問2点目、「活用したいが、なかなか手が回らないといった町内会への支援についてはどのように考えているか」について答弁します。

冒頭で説明したとおり、今年度は町内会連合会の調整もあり、申請のあった町内会

が全て実施可能となりました。

一方で、町内会加入者が少なく、地域の担い手不足からイベント等の活動に苦慮しておられる町内会もございます。

例えば、複数の町内会がとんど祭りを小学校で実施するなど、町内会同士、お互いに協力する事例もございます。今後は各町内会からの御相談に応じ、様々な事例を踏まえた助言等を行ってまいります。

木田議員の質問3点目、「申請が好評であることから、補助枠の拡充を検討する考えはあるか」について答弁します。

今年度は、映画上映など新たな事業を実施したところもあれば、「夏祭り」や「盆踊り」など毎年行われる既存の事業に当該補助金を活用したところもございます。

今回は事業開始初年度であることから、取組の有効性なども検証し、各町内会の状況や御要望等に寄り添いながら、当該補助金の在り方について研究してまいります。

続いて、田中議員の質問の2点目、「町内会加入の現状と今後」のうち「第4次総合計画の目標（加入率73.3%）と現状、5次総に向けて」について答弁します。

当町に限らず、全国的にも町内会加入率は減少する傾向となっています。第4次総合計画の初年度である平成28年度、当町の町内会加入率は77.6%であったため、令和7年度の目標値を73.3%と設定しました。しかし、毎年度の加入率の減少度は当初の想定を上回っており、令和7年4月1日現在で、町内会の加入率は64.3%と目標を大きく下回っています。

こういった状況を背景に、現在、第5次総合計画を策定中ですが、これまでと同様に、加入率を成果指標とするかについてはまだ検討中でございます。

続いて、「町内会活性化への支援（手引書、ウェブ開設など）」について答弁します。

当町には独自で作成した「町内会の手引書」はありませんが、令和3年度から令和6年度までの4年間、町内会長や役員の方々を対象に、専門講師によるセミナーを開催し、町内会活性化に向けた取組を行ってきました。ここでは、教材、テキストを用いた講義形式の研修のほか、グループワークなどを用いて研修すると同時に、町内会活動の悩みや苦労話を意見交換できる場を設けております。今後は、これまで受講した教材などを参考に「町内会の手引書」の作成を検討することとします。

最後に、ウェブ開設についてです。広島広域都市圏の取組に交流活動促進事業があ

り、市町単位で町内会や自治会の活動事例や情報が紹介されています。この中に地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」があり、町の町内会61団体も含め、既に多くの市町で登録がなされており、開設されたホームページを見れば様々な情報が入手できるようになっています。

また、全国に目を向けると、これまで回覧板で行っていた町内会からの各種案内を電子回覧板で配信する自治体や町内会も増えてきています。こういったスマートフォンを活用した地域ICTプラットフォームサービスについて、その有効性も含め、導入手法や先行自治体の実態などを調査・研究してまいります。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

7番木田議員。

○7番（木田圭司君） 7番です。答弁ありがとうございます。

うちの町内会もまだ実施しておりません。来年1月11日に中央小学校で例年とんどがございます。うちは1週間前に餅つきをやってたんですけど、とんどと一緒に、ざっくり午前中が餅つき、昼からがとんどという形で、コミュニティさん、学校、PTAで各町内会の協力、御理解を得て、このたびそういう形で行うことにしております。その参考になればというのもあつての質問でございます。

ちなみに50キロの餅米を二つの石臼でつく予定なんですけど、餅米が去年の約一点数倍、おととしの約倍になってます。びっくりしました。そういう中でこの補助金が正直大変助かっております。お金のことだけじゃないんですけど、これをきっかけといいますか、うちは前回まで会館でやっておりました。ちょっとへんぴなところで、なかなか分かりにくくてなかなか人が来にくい、車はとめれんか、どっちも。このたび中央小学校でやらせてもらうということで、いろんな方が来られるんじゃないかということで大変期待もしております。

すみません、2回目の質問に入らせていただきます。補助額拡充等について、今後の状況を見て判断との答弁であったと思いますが、どのような形でその成果、加入率、申請件数、町内会活動の活性度等を判断していくのか、現状のお考えがあればお聞かせください。町内会が制度を十分に活用できるよう、例えば成功事例を事例集として作成や公開したりするお考えはありませんか。答弁よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 15番田中議員。

○15番（田中伸武君） 私の再質問はですね、最初に触れましたように二つの事業のうちの一つの事業、広報配布の業者委託のほうについてお尋ねしたいと思います。

この業者委託の狙い、そして、試行が前年度あったわけですけれども、試行を経て本格スタートさせたと。その実施状況であります。同じ69町内会のうちのどれだけの町内会が実施して業者委託だったのかということ。そして、こちらのほうも実施した町内会にアンケートをされていますがその結果、評価はどうだったのかと、教えていただきたいと思います。

アンケートの設問は、負担軽減がされたか、変わらないか、逆に増えたかという3択になっているわけですけれども、自由記入の欄もいろいろ出てるんじゃないかと思います。負担軽減はできたけど補助金が削られ悩ましいという、そういうジレンマも思いつくわけですけれども、アンケートの集計結果はいかがでありましたでしょうか。

私の住む城ヶ丘の町内会はですね、業者委託せずに頑張ることにしとる、自分らで広報配る、頑張ることにしとるんですけれども、今んとこ負担軽減を求める声はなくて、広報を配るのは、うちの町内会では16組ほどある組の理事さんということ。あるいはいわゆる班長さんのようなのが当番で配布するわけですけれども、もちろん独居の老人や高齢者も多いから、そういう人が班長、理事になったときはどうしようかいのと、大丈夫かいのと。順番抜かしして次の方が引き受けたりとかですね、誰かが手ごうしたりということはよくある話でありまして、これはもちろんよその町内会でもそういうことはやっておるから、配布する負担軽減を町内会で何とかカバーし合っていて、補助金は削られんで済もうかなというところもあるんじゃないかと思うわけですけれども、町内会の声というのはいかがあったでしょうか。

それから、そうして負担軽減して、その分町内会への補助金は削られるわけですけれども、どういった削られ方、1件当たり百何円という計算で町内会にこれまで補助金が出とったのが、それをやめたところは削られるわけですが、どういう状況になっているのかということ。

それから、業者委託で削減した補助金ですけれども、業者委託する分は業者委託の費用がもちろんかかるわけですし、これは恐らく削減した以上に費用がかかっていると思うわけですが、その損得勘定ったらおかしいですけれども、実態として経費と削減はどうなっているのか、そういうものもお伺いしたいと思います。

そして、全体的にこれどう評価するか。広報委託に関しての評価ということですが、来年の予約状況も含めてお伺いしたいと思います。

役所がこの二つの事業をそれぞれ担当している部局が別なものですから、こうやって別々にお伺いせにゃいけんということになりますけれどもよろしくお願ひします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（倉崎誠一郎君） 自治振興課長兼職次長です。私からは、木田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目、「補助額拡充について、どのような形でその成果を判断していくのか」について答弁いたします。

町内会加入促進事業にどれだけの効果があったのかを数字で測る指標といたしまして、一つは町内会加入率などが考えられますが、先ほどの町民生活部長の答弁にもあったとおり、加入率は年々減少していくものと考えています。

このため、成果指標として、今回のようなイベント等に参加された方の「アンケート結果」が考えられます。参加者の満足度が高く、町内会への活動に関心を持っていただくことにより、より多くの加入者が期待できます。

また、補助額拡充の検討については、南北町内会連合会など関係者の意見を踏まえながら、最終的には「広報ふちゅう」など行政配布物の民間事業者への委託切り替えによる補助金の変動の枠組みの中で考えていきたいと思ひます。

続いて2点目「成功事例を事例集として作成・公開したりする考えはありませんか」についてです。

町内会が本制度の活用を希望するも、仮にマンパワー不足等により実施困難な場合、町も支援する必要があると考えております。具体的には、説明が重複いたしますが、複数の町内会でイベントを共同開催することや、成功事例のあった活動が翌年度も開催となれば、参加して取組のノウハウを学ぶなど、いろいろあると考えられます。その他、木田議員の質問にある「成功事例集」の作成・公開も視野に入れつつ、次年度以降、関係団体と協議を行い、より効果のある手法を採用したいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願ひします。

○議長（力山 彰君） 政策企画課長。

○政策企画課長（藤永政己君） 政策企画課長です。田中議員2回目の御質問について

御答弁いたします。

まず、「試行や意向調査を経てスタートさせた狙い」についてです。

本町では従前より広報ふちゅう発行部数2万3,600部のうち、約2万3,000部を町内会において配布いただいていた。方法としましては、月末に広報ふちゅうの冊子が町内会長や区長・配布員などへ納入され、各町内会において各戸へ配布されており、配布物が複数ある場合、挟み込みなどを町内会が行っていただいていた。

一方で、令和2年度から4年度にかけて実施した町内会長アンケート、全町内会を対象とした地域懇談会において、広報の配布の仕組みについて業務負担を感じる旨の意見をいただいたことから、町内会の負担を軽減し、さらなる町内会活動の活性化を図ることを目的として、配布業務の委託を令和6年度の試行を経て、今年度から本格的に開始したものです。

また、他市町の状況につきましては、広島市は新聞折り込み、安芸郡3町については町内会を通じて配布、廿日市市については配布委託を実施している状況です。

次に、配布委託を実施している町内会の数、世帯数、補助金の削減額についてです。

今年度配布委託を実施している町内会は69団体中、休止中の2団体を除くと42団体、世帯数は1万3,939世帯、町内会補助金の削減額は、令和7年5月号から令和8年3月号までの11か月分で1世帯当たり127円、合計177万253円となっております。なお、令和8年度につきましては、今年度から継続して配布委託する町内会は12か月分で1世帯当たり144円、新たに配布委託する町内会は11か月分で1世帯当たり127円となる予定です。

次に、新たに発生する配布委託の委託料につきましては、令和7年度予算額になりますが、11か月分の委託料として438万円です。

町内会アンケートの結果につきましては、42団体の回答中37団体が「負担軽減された。」と回答されており、広報紙配布に係る町内会の業務負担の軽減につながっているのではと考えております。その他の御意見としましては、毎月7日までに配布する契約となっている関係もあり、配布が遅くなったという御意見や、配布委託することで負担軽減となり、若い世代の方が班長になってくれたという御意見もありました。なお、配布委託に関するアンケートにおいては、補助金が減額になったことに関する意見はありませんでした。

最後に、全体的な評価と来年度の見込みについてです。全体的な評価につきましては、町内会から負担軽減をお願いされていた経緯、実施後のアンケートにおいても、おおむね負担軽減につながっているという結果も踏まえ、一定の成果はあったと考えております。

また、来年度の見込みとしては、これまでの御説明のとおり、メリットを感じていただいている部分もあり、今年度配布委託した町内会は全て来年度も継続する予定で、新たに8町内会が配布委託を希望されている状況です。

細かい運営部分については、日々の改善を行いながら方針は継続していくものとして、今後お示しする第5次総合計画実施計画において検討を進めてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

7番木田議員。

○7番（木田圭司君） 御答弁ありがとうございました。

50キロの餅米で約千何百個取れる、平餅にして、人の手によって違うんですけど、それぐらいの予定にしています。二つの石臼で、一つは子どもとか、突然来て、ちょっとわしにつかしてみやと、そういう人にもついてもらえるようにしています。一つではもう本格的にがんがついていって皆さんにふるまえるかなと。コミュニティさんのほうもいろいろ考えておられて、先ほど言いましたように成功事例として残るように頑張りたいと思っておるんですけど、田中議員からもありましたように、うちの町内会も来年度から業者委託をして、補助金が少なくなる状況の中で、冒頭にも言いましたが、加入促進支援補助金の創設は大きな成果であり、現時点でありますけど私は高く評価させてもらってます。

今後は、町内会に寄り添った伴走型支援や補助額の拡充を通じ、町内会が積極的に本制度を活用できるよう支援を強化し、町内全体として町内会に入ろうといった機運を盛り上げ、持続的な加入促進につなげていただくことを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 15番田中議員。

○15番（田中伸武君） ありがとうございます。いろんな答弁と木田議員の質問と組み合わせると状況がいろいろ分かってきて面白いわけですけども、この二つの事業、

一つは広報委託の補助金をカットして、それでざっと180万円を浮かしたと。その80万円を今度イベントを行う町内会へ補助金として出す。府中町内の町内会全体で見ると、横着した分を汗かくところへ回すとちょうど180万ぐらい回るとという、そういう仕組みというのがよく分かって、これ絶妙というか面白いですよ。その部分がちょうどこっちへ回って、うまいことこの事業スタートしたなという気がいたしますね。

もちろん一方で、町の予算枠で見ると、業者委託の分が400万ほど余計にかかるわけですから、これは致し方ないかもしれない。その辺金額だけ見るといろんな評価があるかもしれませんが、町内会にとっては、いろいろ町のほうがアシストしてくれとるんだなと。あるいは負担軽減を図ってくれとるんだなという声がおおむねそろってるということが今の段階では分かると思います。これが今後どうなっていくのか、町内会の本当に活性化になるのか、あるいは横着ばかりが、横着という言い方あれですけども、負担軽減のほうばかりが増えて、黙ってだんだん衰退していくのか、いろんなことがあると思います。

それで、私もこの辺をちょっと具体的に分析してみると面白いかなと思って一覧表で書いてみたわけですけども。すみません、議員の方にはデータを出しとるんですけど、町民の方には一覧表見えないんで、後で僕のホームページか何かでも載せようと思いますが、69の町内会を、つまり、成績表じゃないけど、成績表という言い方おかしいんですけども、対象地域で8割以上が町内会に加入している加入率の高い町内会、そして加入率が5割以下の、その地域で5割以下しか入ってない低い町内会、そして中間の町内会とちょっと三つに分けて、加入率高いところ、中間のところ、低いところ、この町内会群がそれぞれ業者委託やるのか、あるいは自分で頑張るとるのか。そして、補助金の事業を申請してるのかどうか。それでそれぞれ調べてみたんですね。そうすると、一見加入率高い自治会が多分いろいろ活発なんだろうなと。だから事業をやったり、あるいは広報の配布を自力でやったりするのかと思ったわけですが、あに図らんや、そうでもないんですね。これが何とも面白いというか気がつきまして、そういう状況も頭に入れながらいろいろ考えなきゃいけないかと思うんですけども、今ので言うと、加入率高い、労働組合で言うと組織率が高いとか団結力が高いというようなことになるかもしれないですけど実はそうじゃない。加入率高い町内会で広報紙の自主配布をするのは今年10、来年は7に減る。中間町内会は、自分で配るとこ

ろは9から5に半減すると。でも加入率低い10町内会は、自主配布、今5やっているのが来年も5で頑張ると。それぞれの町内会群の数が、加入率高いところが26、中間層が29、低いところが12なんで、つまり割合で見ると加入率高い町内会群の自主配布率は27%、加入率中間群の町内会の自主配布率は17、加入率低いところの町内会群が実は自主配布率が一番高くて42%の町内会がやっていると。つまり、最初に仮説というか思ったのとえらい違いで、実は加入率の低いほうの町内会のほうが自主配布率が高いんですね。これいろんな見方があると思いますけどね。小さな町内会で補助金削られるが嫌じゃけえ頑張ろうというような動機もあるかもしれんし。いや、逆に、加入率が低くても、その町内会は結構いろいろやることをやるんじゃないのという見方も出るんじゃないかと思いますね。

もう一つは、加入率じゃなくて規模で分析してみたんですけども、ちょっと時間がないので言いませんけども、250世帯以上の大規模町内会と、それから150世帯以下の小規模町内会、そして中間の町内会、三つに分けてそれぞれ自主配布するかどうか。大規模だと結構手間がかかって大変かなと思うとそうでもなかったりするんですね。

結論的に言うと、町内会の規模、それから加入率と自主配布するかどうか。あるいはイベントをやるかどうかは相関関係があまりないと。実は逆であったりするということも出てきて面白いなと思ったわけですね。

こういう府中町の状況を見ると、細かく言うと、例えば加入率100%のマンション町内会が七つあったりするんですね。これをどう差し引くかということもあるんですが、差し引いても大体同じような結果出るんですね。

これをどう見るかなんですけれども、つまり、加入率とか規模とか、そういうことで、偏見と言ったらおかしいんですけども、町内会の活動が活性化してるかどうかは評価しにくいというのが今のところ私の小さな分析ですけども、見えるんじゃないかと思うわけですね。

そうすると、町内会活性化のために加入率を上げるという目標が唯一のバロメーターであっていいのかどうかということもありますし、中身も何とか考えなきゃいけないんじゃないかと。もちろん町内会なんか減んでしまえという前提があるならば放置しておけばいいわけですが、そうではなくて、いろいろ行政を補完する意味もあって、我々の直接の住民の福利厚生、あるいは地域の連帯に結びついて住みやすいまちに大

いに結びつく、私はそう考えるわけですから、できたら町内会は存続して活動も活性化したほうがいいと思うわけですが、そうすると加入率なのか、あるいは組織規模なのか。それとも、まだあの役員がおるけ、ええがにやってくれるんよのという個性の、人的属性も大きなものがあると思いますし、逆にあんながいうのもひょっとしたらあるかもしれませんけども、そういうことも総合的に考えながらですね。つまり、加入率だけではなからう。いろんなことを工夫せにゃいけんだろうと思うのがいろんなやり取りを通じて考えたところでもあります。

もう一つ、府中町の町内会支援で特徴的なのは、大体年間2,500万の予算ですよ、町内会連合会を通して出す予算が。これは、実はほかのまちでは珍しいやり方でありまして、もう枠で、町内会全体で何千万という補助の仕方。よその市町、例えば広島市なんかではそういう補助金は出してないんですね、町内会に。ごみネット買うんならそれでこんだけ出しましょうと。お祭りやるんなら申請してこれで出しましょうという。つまりは個別メニュー方式で補助金を出しとる。府中の場合は全体で、団体そのものに運営補助するいう枠の中で、広報紙の配布分はこんぐらいよ。あるいは事務的はこんぐらいよ。とにかく何でも使うてええ分よって言ってやとる。団体補助なんか、メニュー補助なんか、府中の場合の団体補助に、今回は一つ新しい加入促進補助金という制度が加わったわけですから、運営団体補助プラス個別メニューが加わったというふうに見ることもできると思いますね。私は積極的に評価したいと思うわけですがけれども、そういう意味で、全体を、底上げを支援しつつ個別のメニュー、あるいは加入促進という名目を極端に言えば取っ払って、何か個別アイデアするところの、今はくらすば補助金のような形で町内会にやってやるという上乘せのやり方も考えられるかもしれませんね。

そして、金だけじゃないアイデアとして、いろんなウェブの活動にしてもそうでしょうし、マニュアルの手助けにしてもそうであるでしょうし、そういうものも金をあんまりかけずにできるようなものも組み合わせていくことがいいんじゃないかと思うわけでありましてね。

以上、やり取りを通して、あるいは今回の事業を通してちょっと考えたことですが、そういった分析も含めて、町内を見渡ししながら、個別の町内会もにらみながら、いろんな行政の支援は必要だと思っておりますので、そこらを今後とも考えていただきたいということをご指摘させていただいて、最後の質問とさせていただきます。ありがとうございます

ございました。

○議長（力山 彰君） 答弁要りますか。

○15番（田中伸武君） 答弁したい町長がいらっしゃったらぜひ一言お願いしますが別に求めません。ありがとうございます。

○議長（力山 彰君） 要望としてでよろしいですね。

○15番（田中伸武君） はい。

○議長（力山 彰君） 以上で、第3項、町内会支援の今後の展望について、7番木田議員、町内会活動の活性化、15番田中議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係、第4項、マイナ保険証への移行について。8番三宅議員の質問を行います。

8番三宅議員。

○8番（三宅健治君） 皆さん、おはようございます。本日は、マイナ保険証への移行について質問いたします。

今回、この一般質問を行うに当たり、私自身の身近な出来事が一つのきっかけとなっています。それは、高校生の娘の修学旅行に際し、学校から健康保険証、マイナンバーカードまたは資格確認書を携行するようにと案内があったことです。当時は制度移行前であったため、我が家では従来健康保険証を持たせましたが、家庭によっては顔写真付きのマイナンバーカードを子どもに持たせることへの抵抗を感じた保護者も少なくなかったのではないかと感じました。紛失や盗難、個人情報の取扱いへの不安など保護者として当然の心配であります。その後、確認したところ、本町の小・中学校では、修学旅行や校外学習、部活動の遠征などマイナンバーカードの携行が難しい場合の資格確認については、国の事務連絡を踏まえ、柔軟な対応が行われているとの説明を教育委員会から受けました。制度が変わる中で、現場では丁寧な説明と配慮が求められていることを実感しました。

それでは、通告に基づき質問に入らせていただきます。

国の方針により、令和7年12月2日をもって、全ての健康保険証はマイナンバーカードにひもづく、いわゆるマイナ保険証へと一本化されました。本町においても国民健康保険及び後期高齢者医療保険について、以下、それぞれ国保、後期高齢と言います。今年7月末の保健所の有効期限切れに合わせ切り替えが行われています。制度が切り替わる際には、住民の皆さんにとって分かりづらさや不安が生じやすく、特に

高齢者の方にとっては心理的な負担も大きかったのではないかと考えます。そこで、町の対応状況と今後の課題を確認するため、次の点について伺います。

まず1点目、移行状況について伺います。

国保及び後期高齢の加入者のうちマイナ保険者の利用登録率はどの程度か。また、資格確認書の交付件数と割合についてお示してください。

次に2点目、移行時の混乱や現場の状況について伺います。

外来窓口で資格確認ができず診察に支障が生じた事例や、役場窓口での混雑、問合せの集中があったかどうかについてお聞きします。

続いて3点目、今後の課題についてです。国の制度であることを踏まえつつ、町として今後どのような対応が必要と考えているのか見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） おはようございます。福祉保健部長です。8番三宅議員からの一般質問、「マイナ保険証への移行について」答弁いたします。

健康保険証については、昨年12月から健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。これに伴い、今年12月2日までに社会保険を含む全ての人に「資格確認書」、または「資格情報のお知らせ」が送付されています。

「資格確認書」とは、マイナンバーカードを持っていない方及びマイナ保険証の登録がない方に交付するもので、これを医療機関で提示することで従来の保険証と同じように使用できます。また、マイナ保険証を登録している被保険者には、「資格情報のお知らせ」を送付し、自身の被保険者資格等を確認できるとともに、マイナ保険証の読み取りができない場合などに、マイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診をすることができます。

府中町国民健康保険と広島県後期高齢者医療広域連合が保険者である後期高齢者医療については、今年7月末に以前の保険証の有効期限が到来し、国民健康保険の被保険者については、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」のいずれかを送付しております。

また、後期高齢者医療の被保険者については、国による令和8年7月末までの暫定

的な運用として、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、全ての被保険者に「資格確認書」が交付されています。

御質問の「移行状況の実態」についてですが、当町の国民健康保険におけるマイナ保険証の登録率は、令和7年9月末時点で70.5%の5,093人が登録済みで、登録していない2,131人に対して資格確認書を交付しています。

また、当町の後期高齢者医療被保険者におけるマイナ保険証の登録率は、同じく9月末時点で75.1%の5,811人が登録済みで、登録していない被保険者は1,922人です。資格確認書は、後期高齢者医療の被保険者全ての方に交付しています。

なお、マイナ保険証利用率は、令和7年10月末時点で、全国の保険者全体で37.2%のところ府中町国民健康保険は49.5%、後期高齢者医療の府中町における被保険者は35.8%となっています。

次に、「移行時の混乱と現場の状況」ということですが、今年8月以降、医療機関より問合せが数件ございましたが、資格確認が取れず診療に支障が生じたという事例は確認しておりません。

また、保険証の切り替え時における役場の窓口状況については、例年より多くの問合せがございましたが、待ち時間の増加、混乱はなく、影響はほぼありませんでした。

「今後の課題」としては、後期高齢者医療の被保険者全てに資格確認書を交付するという暫定措置が令和8年7月末で終了する予定ですが、措置の延長等の対応が現時点では示されておりません。

また、マイナンバーカード自体の更新が必要となりますので、失念等によりマイナ保険証が解除となると、資格確認書の発行まで時間差が生じる可能性があることなどがあり、そのことにより事務負担が発生することも懸念されております。

今後も国の動向を注視し、広島県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、制度の周知に努めていきます。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

8番三宅議員。

○8番（三宅健治君） 8番三宅です。答弁ありがとうございました。

まず、移行状況について確認します。登録率を見ると、国保が70.5%、後期高

齢が75.1%と後期高齢のほうが高い一方で、10月末時点の利用率は、国保49.5%に対し後期高齢は35.8%にとどまっています。全国平均も37.2%であることから、制度の基盤は整いつつあるものの実際の活用はこれからという段階だと受け止めています。

また、今回の切り替えで大きな混乱が生じなかった点は安心材料であります。後期高齢者については、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書が一律交付される暫定措置が取られており、これにより特別な手続をしなくても受診できる環境が確保されていたことが落ち着いた移行につながったのではないかと考えます。

一方で、この暫定措置は令和8年7月末で終了予定とされています。答弁にもありましたように、今後、マイナンバーカード自体の更新忘れや紛失などにより、確認手段が手元にない期間が生じる可能性もあり、条件が変わる来年以降、これまで見えにくかった不安が顕在化するおそれがあると感じています。

また、今回の質問を通じて、後期高齢の暫定措置を除けば、マイナンバーカードと資格確認書は、原則としてどちらか一方しか所持できない制度であることを私自身も改めて確認しました。この点を十分整理できていなかったため、初回質問では、登録率と資格確認書の交付状況を結果として同じ実態を別の角度から確認する聞き方になった部分があったと受け止めております。

マイナ保険証の移行は国の方針として進められており、町として制度そのものを選択できる立場にないことは承知しております。

その一方で、制度が実際に住民の安心につながっているのかを丁寧に確認していくことは重要だと考えています。マイナ保険証については、不安の声が先行しがちではありますが、単なる資格確認のためだけではなく、住民の健康や医療に実際に役立つ仕組みとして動き始めている点も見逃せません。

その具体的な活用例の一つが、今年10月から始まったマイナ救急です。救急搬送時に本人が自分の情報を伝えられない場合でも、必要な医療情報に迅速にアクセスできる仕組みであり、住民にとって大きな安心につながる機能だと考えています。

そこで、2回目の質問として、本町におけるマイナ救急の運用状況と今後の見通しについて伺います。

救急出動時の確認件数、運用上の課題、現場においてどのような活用が進んでいるのかなど、運用開始から日が浅い段階ではありますが、現時点で把握されている状況

についてお聞かせください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

警防課長。

○警防課長（瀬戸 剛君） 警防課長です。三宅議員からの第2質問、「本町におけるマイナ救急の運用状況と今後の見通し、また、救急出動での確認件数、運用上の課題、現場でどのように活用が進んでいるのか」についてお答えします。

まず、マイナ救急制度ですが、本年の10月1日から全国的に開始された制度で、三宅議員の御説明のとおり、救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に必要な情報、過去の受診した医療機関名、既往歴、薬剤情報、特定健診等の情報を把握することにより、救急業務の迅速化や円滑化を図る取組であります。

次に、運用状況ですが、当消防本部は準備が間に合わず10月9日から開始しておりますが、12月3日現在で全344件中126件使用しております。本来であれば、不搬送事案と医療機関から医療機関へ傷病者を搬送する転院搬送事案以外には全て活用することとなっておりますが、実際には心肺停止状態などの緊急性を要する場合や、そもそもマイナンバーカードを作っていない方、カードの所在が分からない方など、約37%の使用率となっております。

次に、今後の見通しと課題についてです。

マイナンバーカードの読み取りはタブレットを活用して行いますが、機械的にログインに時間がかかることや入力に時間がかかることなど課題は幾つかありますが、改善の余地は多分にあると思われま

すが、傷病者が高齢者等で、先ほど御説明した病院選定に必要な情報をうまく聞き出せない場合、時間を要する場合には非常に有効な制度と認識しております。

また、医療機関側にとっても、救急車で搬送される前に、その方の情報がデータで正確に把握できるので、受入れ準備に余裕が持てるなどメリットは大きいと思われま

す。

答弁は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

8番三宅議員。

○8番（三宅健治君） 8番三宅です。答弁ありがとうございました。マイナ救急について、制度の可能性と現場の課題の双方を理解することができました。

マイナ保険証やマイナ救急は国が主導する制度ですが、実際に使い、影響を受けるのは住民の皆さんです。とりわけ、新たに何ができるようになるのか。どんな場面で役立つのかといった具体的なメリットを分かりやすく伝えていくことが重要だと考えます。

マイナ救急のように命や安心につながる活用事例については、今後も国や県と連携しながら、丁寧な周知と支援を進めていただくことを要望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第4項、マイナ保険証への移行について、8番三宅議員の質問を終わります。

以上で、厚生関係の質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は10時55分からといたします。

（休憩 午前10時43分）

（再開 午前10時55分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

続いて、建設消防関係の質問を行います。

建設消防関係、第1項、町内道路の道路交通安全対策について、11番坂田議員の質問を行います。

11番坂田議員。

○11番（坂田栄一君） 皆さん、おはようございます。苦手な一般質問がやってまいりました。議員になって一般質問と選挙が大嫌いでございます。

それでは、町内道路の交通安全対策についてということで一般質問させていただきます。

近年「子どもの交通事故」の報道が増えてきているように思います。中国新聞社が公開している「広島県ここが危ない子どもの交通事故マップ」というデジタルマップには県内の交通事故発生箇所が掲載されており、町内の道路における交通事故発生箇所を実際に踏査したところ、交差点をはじめ危険が高いと感じられる箇所が多数見受けられます。

10月14日の夕方に府中南小学校の町道の横断歩道において、児童が横断中に車にはねられ、一時意識不明の重体となる重大な交通事故が発生したことは、皆さんも

記憶されていることと思います。事故発生後、広島東警察をはじめ、府中町、府中南小学校及び関係者等により現地踏査、検討を行い、今後の交通事故の防止対策を図る交通安全対策会議が行われ、新聞・テレビなどの報道をされたところでございます。

県警は、横断歩道をなくすことを決定したというふうに聞いていますが、先日、その道路を通りましたら、いまだに横断歩道がそのまま残っているような状況です。ちょっと何か手ぬるいというか、そそくさとやらないというふうなことを感じました。

そこで、当該道路を含む町内道路において、道路管理者が把握している危険箇所や安全対策についてお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（磯亀 智君） 建設部長です。11番坂田議員からの一般質問「町内道路の道路交通安全対策について」に答弁いたします。

議員御指摘のとおり、10月14日火曜日の夕方、府中南小学校前の横断歩道を横断中に児童が車にはねられるという交通事故が発生いたしました。10月24日に東警察署、道路管理者、教育委員会、小学校など関係者で現地踏査を実施し、後の交通安全対策会議において、交通事故防止対策について協議を行った結果、当該横断歩道の存廃について東警察署が検討を行い、その決定に応じた交通安全施設の設置や道路改築工事など、ハード面での対策を道路管理者である町が行うこととなっております。

現在の状況について、東警察署に確認したところ、年度内の横断歩道廃止に向け手続を行っているとのことでした。横断歩道が廃止されれば、歩道の改良工事や防護柵の設置などを行うこととなりますが、交通安全対策は、東警察署と協議し、決定することとなります。

次に、議員御指摘の道路管理者が把握している危険箇所やその安全対策についてですが、令和3年6月に千葉県八街市において、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する痛ましい交通事故が発生いたしました。

この事故を受けて、国土交通省、文部科学省、警察庁が連携し、通学路等における交通安全の確保に係る緊急対策に基づく合同点検を実施することとなり、町においても、国からの要請に基づき、道路管理者、教育委員会、警察で令和3年9月に合同点検を実施しております。

点検の結果、町内道路の危険箇所19か所を抽出するとともに、県警等関係機関と

協議の上、外側線や路面標示を設置するなど、安全確保に向けた改善に取り組み、あわせて国が創設した個別補助制度交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）を活用し、道路新設改良事業4路線（約680メートル）の推進を図っております。

なお、この19か所に関しては、17か所の対策が完了しており、残る2か所についても令和8年度中に完了する予定となっております。

そのほか道路の危険箇所については、職員による道路パトロールや町内会・住民の皆様からの情報提供を基に補修等の対策を実施しているほか、毎年、府中町学校PTA連絡協議会から、通学路等における安全対策整備について小学校区ごとに要望されております。

PTA連絡協議会からの要望においては、町道等の危険箇所等への信号機、横断歩道、交通安全施設の設置が上げられており、対応については、東警察署と協議した後に要望への回答をしております。

このうち公安委員会が設置するものは、信号機や「転回禁止」「最高速度」などの規制標示と「横断歩道」や「停止線」など、道路交通法に基づくものです。

道路管理者が設置するのは、防護柵やカーブミラーなどの道路附属物や道路法に基づく車道外側線などの区画線のほか、東警察署との調整により設置する「交差点注意」や「学童注意」などの路面標示、歩行者通行帯を示すグリーンベルトなどがあります。

今後も、道路の交通安全対策につきましては、県道の管理者である広島県や県警、教育委員会等関係機関、そして町内会など、地域の皆様と連携し、安心・安全な道路交通環境の整備に取り組んでまいります。

答弁は以上でございます。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問ございますか。

11番坂田議員。

○11番（坂田栄一君） 貴重な御答弁ありがとうございました。町内道路の交通安全対策については、道路管理者と広島県警、教育委員会などが連携し、誠意取り組んでおられるとのことで安心いたしました。「広島県ここが危ない子どもの交通事故マップ」の交通事故発生箇所が1か所でも減っていくことを願うばかりです。

最後になりますが、道路について気づいたことがあります。交差点付近の街路樹による歩行者やカーブミラーなどが見えづらく、危険な状態となっている箇所が見受けられます。町内全域のガードレールのない交差点、もしくは道路の街路樹の点検を行

い、小さな子どもが隠れて見えづらい状況となっている箇所があれば、早急な対策をお願いしたいと思います。

また、そのほかにも、危険箇所においては、運転手の視認性の向上につながる路面標示などの検討もしていただくよう要望させていただき、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第1項、町内道路の道路交通安全対策について、11番坂田議員の質問を終わります。

続いて、建設消防関係、第2項、住宅改修の支援について、10番西山議員の質問を行います。

10番西山議員。

○10番（西山 優君） 10番西山です。住宅改修等の支援についてということで一般質問いたします。どうかよろしく願いいたします。

府中町は、中国地方の住むまちの満足度を示す民間調査で6年連続の1位となるなど、生活、交通の利便性や行政サービスが充実しているとして人気の住宅地となっています。

その一方、ファミリー層向けの築浅物件が少なく、家賃も高いことから、20から40代の転出が多くなっているとの課題が町の分析でも示されています。

このような状況を踏まえると、ファミリー層に向けた良好な住宅環境の確保、その策の一つとして既存住宅の改修支援はますます重要になると考えます。

現在実施されている子育て世帯向けリフォーム補助制度も好評と伺っております。現在の補助制度の活用状況と今後の予定についてお伺いします。どうかよろしく願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（磯亀 智君） 建設部長です。10番西山議員からの一般質問「住宅改修の支援について」に答弁いたします。

議員御指摘のとおり、府中町は、民間事業者が実施した「街の住みこころランキング（中国版）」では、2020年から6年連続で1位となりました。ランキングを決める八つの因子のうち、「生活利便性」「交通利便性」のほか「行政サービス」「親しみやすさ」で1位、そして「にぎわい」因子が2位と、住民の皆様から本町が進め

ているまちづくりについて一定の評価をいただいているものだと思います。

それでは、本町が実施しております「府中町子育てあんしん住宅リフォーム支援事業」の概要や活用状況、今後の事業予定について説明いたします。

まず、本事業の目的は、子育て世帯の住環境の向上及び定住人口の増加を図ることにあります。本補助制度の概要ですが、対象となる世帯・住宅は、「町内に居住し、または居住しようとする子育て世帯で、中学生3年生までの子どもがいる世帯、または妊婦がいる世帯であること」「自己の居住のために町内に所有する一戸建て住宅で、建築後1年以上が経過し、かつ昭和56年6月1日以降に着工されたもの、かつ建築基準法における確認済証・検査済証の交付を受けている住宅であること」、そして「リフォーム工事完了後、その住宅に少なくとも3年以上住み続けること」「世帯全員に町税の滞納がない」などが補助要件となっており、全ての要件を満たす必要があります。

対象となるリフォーム工事は、内装工事・断熱性能向上工事や段差解消工事など「子育てのための快適性を向上する工事」、防犯対策工事や転落防止柵設置工事など「住宅内での子どもの安全性の向上を図る工事」、間取り変更工事など「子どもの成長段階に合わせて行う改修工事」であり、補助対象工事費の23%、30万円を上限として補助するものです。

なお、特定財源といたしましては、補助額の45%を国の住環境改善事業補助金を活用して実施しております。

本事業は、平成29年度から開始している制度でございますが、近年の活用状況は、申請件数はおおむね増加傾向となっており、予算の満額執行となっている状況です。

過去5年の実績といたしましては、令和3年が3件（合計64万2,000円）、令和4年度が3件（合計89万9,000円）、令和5年度が4件（合計90万円）、令和6年度が7件（合計150万円）、令和7年度が6件（合計150万円）となっております。

本制度につきましては、大変好評を博していることから、今後も継続的に取り組むよう第5次総合計画において検討しているところでございます。

議員御指摘のとおり、子育て世代の転出増加は町としても喫緊に取り組むべき課題として認識しており、当該補助制度や今年度から制度拡充を行った建て替えを含む耐震改修補助等、住環境改善事業の一層の推進を図り、第5次総合計画においても「誰

もが暮らし心地が一番」と感じられるまちづくりを進めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

10番西山議員。

○10番（西山 優君） 西山です。答弁ありがとうございました。

住宅供給に係るもう一つの視点として、良好な住環境の確保には、空き家の活用も有効な手段と考えます。

そこで、これらの住宅活用に向けた支援など、新たな補助制度の検討についてお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建築課長。

○建築課長（原田 司君） 建築課長です。2回目の御質問につきまして答弁させていただきます。

府中町では、令和8年度に住宅マスタープランの改定を予定しております。当該計画は、府中町の全ての住宅施策の基本計画となるもので、現状の府中町内の住環境課題の調査や分析を行い、住環境の向上に向けた住宅施策について策定を行うものです。

議員御指摘の空き家問題等につきましても、地域性や発生要因を分析した上で、空き家の発生を抑制するため、当該計画の中で補助を含めた有効な施策について検討を進めたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

10番西山議員。

○10番（西山 優君） 大変分かりやすく御答弁いただきありがとうございます。では最後に要望して私の質問を終えたいと思います。

町では高度成長期を中心に宅地開発が進んだ結果、今後、既存住宅地の高齢化に伴う空き家や未利用地の増加が懸念されます。今後、こうした土地の有効活用や管理不全空き家の発生を未然に防ぐための具体的な対策についてぜひ御検討いただきますよう要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第2項、住宅改修の支援について、10番西山議員の質問を終わります。

続いて、建設消防関係、第3項、消防庁舎の建て替えについて、16番二見議員の質問を行います。

16番二見議員。

○16番（二見伸吾君） 16番二見です。消防庁舎の建て替えについて質問をいたします。

11月18日、大分市佐賀関が大規模な火災に見舞われました。住宅地や山林が約4万8,900平方メートル焼け、住宅など約170棟が延焼し、焼け跡から1人の遺体が見つかりました。火災の規模が大きくなった理由について、昔ながらの漁師町で古い木造住宅が密集し、火が広がった。道路が狭く、消防車両が迂回せざるを得ないなど、活動の妨げになったと市の担当者は説明をしております。

当町には空き家はさほど多くなく、新しい建物は燃えにくい材質となっているものの、古い建物と新しい建物が混在し、道路の狭い密集市街地が町内のあちこちにあります。一たび火事が起これば、佐賀関のような事態が起きないとも限りません。何より密集市街地が解消されなければなりません、ごく僅かしか進まないのが現状であります。

そういう中で、火災や地震が起きた場合、消防の力、消防本部、消防署、消防団と地域住民の力によって被害を最小限にとどめなければなりません。現在の消防庁舎は1976年3月に竣工したものであります。もうすぐ50年となり、施設は老朽化し、機能の点でも時代にそぐわないものになっています。2020年に策定した当町の維持保全計画では、40施設、82棟中、解体建て替えなどが決まった5施設を除いた77施設中、消防庁舎の改修優先順位は25番目です。このまま行くとなかなか順番が回ってきません。

しかし、消防庁舎は町民の命と安全に関わる重要な建物であり、南海トラフ大地震をはじめとする自然災害や火災などに備え、今日にふさわしい設備と機能を持つ庁舎建設に早急に着手すべきであります。

10月に同僚議員の皆さんと昨年11月に完成した北広島町の消防庁舎を視察してきました。そのときに得た知見も踏まえて質問したいと思います。なお、消防活動に携わる職員は、正式には消防吏員と言いますが、ここでは一般的に使われている消防士、消防職員という呼称を使います。

大規模火災はこの半世紀ほとんど起きていません。通常の市街地大火は克服し、も

はや過去のものと思われてきました。

しかし、大規模火災は減ってはいるものの、やはり起きています。この半世紀ですと、1976年の酒田市の大規模火災、それから40年たった2016年の新潟県糸魚川市大規模火災、そして、今回の佐賀関火災であります。11月に起きた佐賀関の大火事については述べました。糸魚川市の大規模火災は、今から9年前、2016年12月22日に発生、ラーメン店の大型こんろの消し忘れにより出火し、127棟が燃え、1976年の酒田市の大火災以来40年ぶりの市街地における大規模火災だと言われています。一般人2人、消防団員15人、合計17人が負傷しましたが、幸いにも死者はいませんでした。

40年もの間大きな火災がなく、消防関係者や火災の専門家は、通常の市街地大火は克服できたと考えていたようです。燃えにくい建築材料の普及や都市の不燃化が進んだこと、常備消防の消防力が高まったことがあり、克服したと考えるのも無理ありません。

しかし、2016年に糸魚川市で、それから9年たって、今年、佐賀関で大火事が起きました。木造の建物が密集した市街地で強い風が吹き、初期の段階に十分な消防力がないなどの悪条件が重なれば、今でも大規模な市街地大火が起こる。二つの大規模火災は、私たちにそのことを教えています。

以上のことを踏まえて、消防庁舎に求められる五つの要件について質問をしたいと思います。

第一の要件は、消防技術の維持・向上に役立つということであります。今回、消防庁舎について質問しようとした直接のきっかけは消防士の訓練です。皆さんもよく御覧になっていると思いますが、消防庁舎の狭い裏庭などで工夫して様々な訓練をしています。その努力に頭が下がるとともに、果たしてこのような窮屈な場所での訓練でいいのだろうか、こういう環境で十分な訓練が果たしてできるのかと疑問に思ったわけです。

一般財団法人全国消防協会が毎年、全国消防救助技術大会を開催しています。この全国大会は、救助技術の高度化に必要な基本的要素を錬磨することを通じて、消防救急活動に不可欠な体力、精神力、技術力を養うとともに、全国の消防救助隊員が一堂に会し、競い、学ぶことを通じて、他の模範となる消防救助隊員を育成し、全国市民の消防に寄せる期待に力強く応えることを目的としています。

この大会は、陸上の部と水上の部があり、陸上の部の訓練は、隊員一人一人が基本的な技術を錬磨する基礎訓練2種目と、隊員個人の技能とともに隊員間の連携を錬磨する連携訓練5種目、さらに使用機材や訓練内容を定めず、出場隊員の創意工夫の下、訓練想定から救助方法までを披露する技術訓練の全8種目があります。基礎訓練は、はしご登攀とハントロープブリッジ渡過です。はしご登攀は、隊員が命綱を装着し、高さ15メートルの垂直はしごを安全、確実、迅速に登る訓練であり、ロープブリッジ渡過は、水平に張ったロープ20メートル間、往路は下を向いてのセーラー渡過、復路は空を向いてのモンキー渡過を行う訓練です。連携訓練は、1、ロープ応用登攀、2、ほふく救出、3、ロープブリッジ救出、4、引上げ救助、5、障害突破の五つであります。

そこで伺います。当町の消防本部は、全国消防救助技術大会に参加しているのでしょうか。また、基本とされているはしご登攀とロープブリッジ渡過の訓練は、当町でどのようにしているのでしょうか。連携訓練5種目についてはどうでしょうか。

訓練は一般的にも大切でありますけれども、火災に対する訓練は特別の重要性があります。府中町の火災発生件数は、2020年8件、2021年7件、2022年3件、2023年6件、2024年10件、その大半はぼやであります。先ほども述べたとおり、全国的にも大きな火事は、大地震のとき以外はめったにありません。そのことはもちろんいいことなんでしょうけれども、消防士が現場で経験を積むこともできません。ですから訓練によって対応力をつけるしかないのです。

消防防災レスキューの専門誌「Jレスキュー」のサイトを見ますと、次のように書かれていました。近年、建物の高気密・高断熱化により、消防活動中の職員の受傷事故、けがを負うわけですが、これが増加傾向にある。その反面、火災件数は減少傾向にあることから、若手消防職員が実際に炎上する建物内部へ侵入し、消火活動を行う機会は多いとは言えない。しかし、現場に安全な場所など存在せず、経験を積んでこそ実災害現場での確かな判断と技術が発揮できる。日頃の訓練が大切だということでもあります。

多くの消防本部には訓練塔があります。先ほどのはしご登攀やロープブリッジなどは訓練塔を使ってやるわけでありまして。訓練塔には高さやできる訓練内容が様々あります。横浜市消防訓練センターには二つの訓練塔があり、高さ31.8メートルの高層訓練塔は9階建てで、2階、消防用設備等習熟訓練、3階、火災現場に近い環境を

再現できる模擬火災訓練装置を用いた消火救助訓練、濃煙熱気下での人命検索訓練、5階、レイアウト変更の可能な訓練室での消火救助訓練、7階から9階、はしご車による救助訓練、屋上階、ヘリコプターによる救助訓練などができるようになっています。さらに、高さ20.1メートルの救助訓練塔があり、この訓練塔では、崖地からの転落を想定した救助訓練、マンホールなど狭い空間を想定した救助訓練、ロープでの救出を想定した救助訓練などが実施できます。

北広島町や、今年7月に竣工した岡山県新見市の新庁舎の訓練塔は5階建てであります。全国消防救助技術大会の登攀訓練は高さ15メートルですから5階以上の高さがなければなりません。また、北広島町の場合は本庁舎との間で、新見市の場合は副訓練塔との間でロープブリッジ渡過訓練ができるようになっています。

訓練塔の立地についてですけれども、訓練塔を消防署と別の場所につくることも考えられます。しかし、消防庁舎と別の場所では出動に支障を来すので敷地内に整備することが必要だと考えます。

そこで伺います。県内で訓練塔のない消防本部はありますか。また、府中町消防として訓練塔はどのようなものが必要だと考えますか。

第2の要件は、地震や水害など災害に強い堅牢な庁舎であることです。庁舎は耐震工事がされていると思いますが、それでも震度7クラスの地震が来れば相当なダメージを受けるのではないのでしょうか。また、榎川や八幡川、天上川で越水の可能性があり、高潮も心配です。現在の庁舎の辺りは、高潮の最大予想が1メートルから3メートルで、そのクラスの高潮が発生すると通信指令室、車庫、仮眠室などがある1階は水につかります。過去の大地震による被害事例を見ると、1階に車庫がある庁舎では柱が損傷し、車庫部分が潰れて車両が出動できなかった例や、倒壊は免れたものの車両の出動に困難を生じた事例があったといます。

2004年に発生した新潟県中越地震では、消防庁舎の横揺れにより、消防車両が柱に接触し、職員が挟まれてもおかしくない事例もありました。そのような経験から、愛知県海部東部消防組合消防本部の新庁舎は、庁舎棟と車庫棟を分け、浸水時には緊急車両の全て15台を車庫棟屋上に退避できるようにしています。

また、愛知県豊川市では、現在建設中の消防庁舎建設に当たり、車庫について次のような課題と対応策を掲げています。車庫は地震の揺れで車両同士がぶつかることがないように離間距離を確保し、新たな車両の配置にも対応できるスペースが必要である

ので間口を広く確保し、原則として優先緊急車両8台以上が横1列になる配置を検討する。車両と柱、壁の間隔、車両ごとの間隔を十分確保し、出動時に防火衣装着や隊員の擦れ違いに十分な広さを確保する。安全かつ迅速な出動態勢を整えるため、出動する隊員同士がぶつからないようなスペースを有した出動準備室や資機材収納庫などの附帯施設を最適な位置に配置する必要がある。車庫内は、車両点検時の排気ガスによる職員の健康管理対策が必要であるので、排気ガスを容易かつ効果的に排気できる構造または装置を設置する。そのほか出動を安全かつ容易にできるよう前面道路と車庫の間に空き地を設ける。車庫の前後にシャッター等を配慮する。また、雨天時の出動準備、帰署後の処理を容易にするためひさしを設ける。出動の多い車両装置を考慮したレイアウトに留意するといった点が指摘されています。

そこで伺います。地震や水害など災害に強い堅牢な庁舎という点で、当町の消防庁舎は、どのような問題・課題があり、新しい庁舎を災害に強い堅牢な庁舎にするためにどのような要件が必要でしょうか。

第3の要件は、消防援助隊の受入れ体制です。1995年1月に発生した阪神・淡路大震災を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害における人命救助等をより効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制として、同年6月に緊急消防援助隊が創設をされました。創設当初1,267隊であった登録隊数は2024年4月1日現在で6,661隊となり、地震、火災、土砂風水害のほか、噴火や列車事故などあらゆる種別の大規模災害に対して、発足から2024年11月までに45回出動し、人命救助活動等を実施しております。

南海トラフ大地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの災害の発生が予想される中、緊急消防援助隊の充実・強化を進めていくことがますます重要だとされております。

もしどこかで大規模災害が起これば、当町の消防も緊急消防援助隊として応援に駆けつけるわけですが、当町で大規模な災害があれば、全国の消防救急援助隊の力を借りることになるわけであります。

そのときに必要なのが受援体制、受け入れる体制であります。緊急消防援助隊が迅速・的確に活動が行えるよう、必要な施設や設備を整備しておくことが必要であります。大規模災害が発生した場合、消防対策部と指揮支援本部を消防本部の庁舎に設置することになります。現消防庁舎であれば3階の講堂になると思いますが、現在3分

の1程度が倉庫となっており、スペースは十分とは言えません。

そこで伺います。府中町で大きな災害があった場合、緊急消防援助隊をどこにどうやって受け入れるのでしょうか。

第4の要件は、災害に迅速な対応ができるかという問題であります。この点で重要なのは通信指令室であります。通信指令室は119番通報を受け、出動指令、現場への指示を行い、関係機関への連絡、行政職員及び団員の非常招集など、消防活動上最も重要な情報がいち早く入る場所であります。

最近の指令室は、高機能消防指令システムといって、正確な状況把握とスムーズな情報伝達を行うことで、より速やかな現場への到着と適切な消火・救助活動を可能にします。119番通報の受付から出動、現場活動までの一連の消防・救急業務をコンピュータと最新の通信機器を駆使して迅速かつ的確に行うことができます。携帯電話等位置情報通信システムを装備し、携帯電話やIP電話から119番通報すると、音声通話とともに通報者の位置情報が自動的に通知され、消防局指令室の地図画面上に表示されます。土地勘のない人からの通報でも迅速に通報位置を特定することができ、消防車や救急車のより早い出動につながります。北広島町の指令室は、こういう機能を備えた高機能消防指令システムとなっていて、府中町とのあまりの違いに驚きました。

当町の指令室は1階の車庫の横にありますが、大変狭く、通報の電話を取って、聞き取った内容から地図で場所を特定し、出動指令を出しています。出動編成はマグネットに名前が書いてあり、マグネットを動かして次の出動隊を決めるというやり方でした。

そこで伺います。当町にも高機能消防指令システムが必要と考えますが、町の考えをお聞かせください。

第3の要件は、消防士が働きやすい良好な執務環境が確保されることとあります。女性職員のための環境整備が急がれます。2024年4月1日現在、女性消防士の数は全国で6,124人、全消防士に占める女性消防士の割合は3.2%です。近年増加傾向にあります。当町では57人中2人です。1994年の女子労働基準規則、現在は女性労働基準規則と名前を変えておりますけれども、この一部が改正をされまして、女性消防士の深夜業の規制がなくなりました。予防業務のほかに指令管制、救急隊、消防隊などの業務にも携わっています。

しかし、仮眠室ほか、女性のための執務環境は極めて不十分なままです。トイレ、仮眠室、休憩室、浴室、洗面、洗濯室など、女性職員専用の諸室を今日にふさわしく整備をすることが必要であります。

当町の場合、男性職員の環境も決して十分ではありません。仮眠室はもともと畳に雑魚寝だったそうですが、現在は2段ベッドで2人ずつパーティションで仕切られてはいます。しかし通路側にはドアはなく、カーテンがあるだけで天井側も広く開いており音は筒抜けです。プライバシーの確保もできません。先日、仮眠室を拝見しましたが、よくこんな環境で我慢をしているなというのが正直な感想であります。このような状態を放置することは、職員の安全衛生にとって問題であることはもちろん、職員採用や若手職員の定着にも悪影響を与える要素となりますので、抜本的な改善が望まれます。個室化を進め、24時間体制で勤務する職員に対して、健康に配慮し、良好な仮眠環境を整える必要があります。仮眠室の個室化は新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染予防にも有効であります。

第4の要件は、人と環境に優しいことであります。人に優しいという点では、バリアフリー化とユニバーサルデザインを採用することが必要であります。開放的で圧迫感のないレイアウトにし、防災展示スペースや住民対応スペースを設けるなど、親しみやすさが感じられる庁舎が必要であります。環境に優しいという点では、再生可能エネルギーの導入、雨水の利活用や訓練水の再利用を図ること、庁舎の断熱性能を高めること、人感センサー、LED灯などの使用によって省エネルギー化を図ることが上げられます。ZEB、正式名称ネット・ゼロ・エネルギー・ビルは、省エネと創エネによって年間のエネルギー消費量を実質ゼロにすることを目指した建物をいいます。2030年以降の新築建築物にはZEB基準の適合が義務づけられる見通しですから、当町の消防庁舎建て替えがいつになるか分かりませんが、ZEB基準を満たすことが求められるでしょう。

第5の要件は、町民の防災意識・行動力向上のための機能です。防災意識啓発活動は、地域防災力の向上に不可欠であります。体験型の消火訓練や避難体験ができる施設、視聴覚機器を有効に使った防災学習ができる施設整備が必要であります。町内会や事業所単位で受講できる研修室や来庁者用の駐車場など誰でも気軽に受講できる環境を整備し、定期的に火災予防や救急などの講習会を開催することにより、町民の防災知識と技術が向上し、災害に強いまちづくりを進めていくことにつながります。

そこで伺います。庁舎には良好な執務環境の確保、人と環境に優しい庁舎、町民の防災意識・行動力向上のための機能が必要だと考えます。とりわけ現在の庁舎は、良好な執務環境が著しく損なわれており、庁舎の建て替えを待たずに早急に改善する必要があると思いますが、町の見解をお聞かせください。

以上、6点質問いたします。

○議長（力山 彰君） 少し早いですがここで休憩といたします。再開は13時からといたします。

（休憩 午前11時46分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

午前中に続いて、16番二見議員の一般質問に対する答弁から行います。

消防長。

○消防長（新宅和彦君） 消防長です。16番二見議員からの一般質問「消防庁舎の建て替えについて」お答えします。

現在、消防庁舎は昭和51年3月に竣工し、旧耐震基準により建築された施設のため、平成18年に耐震改修工事を実施し、今年度で50年目を迎えます。また、職員定数は29名から現在は62名、消防車両も5台から13台に増えている状況です。

それでは一つ目の御質問、当町の消防本部は、全国消防救助技術大会に参加しているのでしょうか。また、基本とされているはしご登攀とロープブリッジ渡過の訓練は、当町ではどのようにしているのでしょうか。連携訓練5種目についてはどうかについてお答えします。

当町は平成5年から中国地区消防救助技術指導会の陸上の部「ほふく救出」という種目に出場し、現在まで全国消防救助技術大会へ4回出場しています。

次に、はしご登攀ロープブリッジ渡過を含めた連携訓練は、種目に適した訓練施設やスペースがないので当該種目には参加しておりません。

次に、二つ目の質問、県内で訓練塔のない消防本部はありますか。また、府中町消防として訓練塔はどのようなものが必要だと考えていますかについてお答えします。

まず、県内消防本部の訓練塔の設置状況を見ると、府中町を除いた県内12消防本部では訓練塔が整備されています。

なお、本町は訓練塔がない代わりとして、府中町消防団第2分団詰所での放水訓練や、広島県消防学校の実践的訓練施設を活用した火災防御訓練、他の消防本部の訓練施設を活用した他の本部との合同救助訓練、また、他の県の非営利民間法人が主催する実践的火災防護訓練職員を派遣することにより、知識・技術の取得を補っています。

次に、必要な訓練塔の機能としては、ロープを渡ったり、登るといった訓練塔よりも、より実践的な火災や救助事案に対応できる、具体的には、崖地からの転落を想定した訓練や、ロープを活用し視界がない状態でも逃げ遅れた人を救出する人命検索訓練、実際に室内を燃やし、濃煙熱気的环境下で屋内侵入の訓練や放水訓練ができる機能が備わっている訓練塔を考えます。

現在、高気密高断熱住宅の増加や、近年激甚化する災害の状況下において、全国的に見ると消防職員の殉職や負傷者が発生しており、消防職員の安全を担保する上でも実践的な訓練施設は必要と考えます。

また、日頃から訓練ができる施設、訓練スペースの確保も視野に入れ、調査研究してまいります。

次に、三つ目の質問、地震や水害など災害に強い堅牢な庁舎という点で、当町の消防庁舎はどのような問題、課題があり、新しい庁舎を「災害に強い堅牢な庁舎」にするためにどのような要件が必要だと考えますかについてお答えします。

さきに述べましたとおり、消防庁舎は、今年度で50年目を迎え、耐震改修工事を行い、耐震性は確保されているものの、経年劣化に伴う修繕は後を絶ちません。また、冒頭で述べたとおり、消防庁舎の建築当初の職員は29名でしたが、現在は定員数62名で、消防体制は拡充する一方で、庁舎内、特に事務執務室の狭隘化が課題となります。消防車両も当時と比較すると5台から13台になり、車両同士の間隔が狭くなり、隣接する車両のドアを開放すると双方の車両で干渉することもあり、緊急を要する災害出動時などの支障となっております。

さらに、議員の御指摘のとおり、消防庁舎から見ると榎川や八幡川が天上川となっているため、津波や豪雨災害時には越水し、消防車両や警備通信室、仮眠室などが浸水する可能性があることから浸水防止対策が必要です。

次に、四つ目の質問、府中町で大きな災害があった場合、緊急消防援助隊をどこにどうやって受け入れるのでしょうかについてお答えします。

まず、大きな災害が発生し、緊急消防援助隊の派遣を要請する場合は、広島県知事

を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の派遣を要請されます。その後、消防庁長官が必要と認めた場合は、あらかじめ決められた都道府県の応援隊が派遣されることとなります。

次に、受入先ですが、緊急消防援助隊府中町受援計画では、府中町指揮支援本部は消防本部内に設置し、緊急消防援助隊の各県の責任者は消防本部へ受け入れることとなります。また、活動隊の進出拠点は空城山公園としております。

次に、五つ目の質問、当町にも「高機能消防指令システム」が必要と考えますが、町の考えをお聞かせくださいについてお答えします。

消防本部の警備室は、消防庁舎の1階のガラス張りの部屋になりますが、町民からの119番通報は全てここへ通報されます。昨年1年間で2,790件の救急件数が発生し、火災や救助事案を含めると相当の199番通報が入電することとなります。それだけに他の消防本部が整備している設備の中で最低限必要な設備は整備すべきと考えています。具体的には、管内図や必要な情報が大型モニターで表示されるディスプレイや通報者の場所がモニター上に表示される位置情報通知装置、地図等検索装置は、出勤から現場到着までの時間短縮及び確実性につながり、そのことで火災の延焼拡大の防止や傷病者の救命率の向上につながるものと考えています。

しかしながら、現在の警備室の広さは9平方メートルであり、決して広いスペースとはいえないため、他の消防本部が整備している全ての機能を整備することは広さ的にも困難ですが、通信指令システムを更新する際には、必要な機能を精査し、取り組むこととしております。

次に、六つ目の質問、庁舎には良好な執務環境の確保、人と環境に優しい庁舎、町民の防災意識・行動力向上のための機能が必要だと考えております。とりわけ現在の庁舎では良好な執務環境が著しく損なわれており、庁舎の建て替えを待たず早急に改善する必要があると思いますが、町の見解をお聞かせくださいについてお答えします。

仮眠室や食堂など、職員の感染症対策、エレベーターや多目的トイレ、バリアフリー化されていないことなどから、高齢者や障害者の来所時の障害など、消防本部は幼稚園児から高齢者まで多数の方が来所される公共施設でありながら整備が整っていないのも事実です。今後、消防庁舎の建て替えを見据えつつ、緊急のあるものから随時執務環境の改善に努めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

16番二見議員。

○16番（二見伸吾君） 全国消防救助技術大会に「ほふく救出」1種目しか出場していない。その理由が他の種目の訓練に必要な訓練塔やスペースがないからだということを知ってショックを受けました。しかも、県内13消防本部で府中町消防本部だけ訓練塔がない。私は議員になって10年ですけれども、この事実到现在まで気づかなかったことを反省しております。

訓練という点で付け加えておきたいのはトレーニング室です。当町の庁舎にはトレーニング室がなく、消防車と消防車の間に筋トレのマシンが置いてあります。しかもこのマシンは大型ごみで捨てられていたものを有効活用したというのです。部屋もなければ機械もない、創意工夫で乗り切っているわけです。

庁舎の耐震化工事はされているものの、老朽化に伴う改修工事が継続的に必要なこと、職員定数が竣工時の2倍になっていること、消防車両も5台から13台に増えていることなど、全体として手狭になっているということでもあります。

緊急消防援助隊の受入れ体制も十分ではない。通信指令室も時代遅れになっている。職員の感染症対策、バリアフリー化、エレベーターがないことなど、様々な点から現在の庁舎が早期の建て替えを必要としていることが分かりました。

今回、庁舎の建て替えの必要性について質問したわけですけれども、新たな庁舎建設待ちにせず、早急に改善しなければならないと感じたのは仮眠室であります。天井が高く、上部は広く開いていて、2段ベッドが6列、通路側はカーテンがあるだけでドアはない。プライバシーは全く守られません。出動した職員が戻ってくると、はしごを登る音で眠りから覚めてしまう人もいと伺いました。職員は仮眠室に月12日から13日も泊まります。月の半分近くを仮眠室で寝泊まりするわけです。こんな劣悪な環境に職員を置くことは、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するという労働安全衛生法の考え方に反しています。

消防庁が2021年8月に発出した通知は、新型コロナウイルス感染症の流行によって業務の継続が困難となった消防本部が生じるなど、感染症流行時における消防力の維持・確保が課題となっているとし、平時より万全な感染症対策を取ることを求めています。その具体的な方策、施設及び設備の整備について8点上げていますが、その一番初めに書かれているのが仮眠室の個室化であります。個室化は感染防止の効果

が高い。コロナの場合は症状の出ない感染者もいて、無自覚のままに人にうつしてしまうことがあります。そういうことを個室化は防ぐわけであります。

消防職員の安全と健康、快適な職場環境のために、また、感染症流行時における消防力の維持・確保のためにも個室化が必要です。個室化を含む消防本部棟の感染防止対策には、地方財政措置として緊急防災・減災事業債（充当率100%）が使える、元利償還金の70%が地方交付税措置されます。有利な起債だと思います。新庁舎待ちにならず、新庁舎建設とは切り離して一刻も早く仮眠室の改善、個室化を図ってほしいと思います。

そこで伺います。新庁舎建設待ちにせず、仮眠室の個室化を実施すべきだと考えますが、町の見解をお聞かせください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

消防総務課長兼職次長。

○消防次長兼消防総務課長（橋本臣彦君） 消防総務課長兼職次長です。二見議員の第2質問、新庁舎建設待ちにせず、仮眠室の個室化を実施すべきだと考えますが、町の見解をお聞かせくださいについて御答弁させていただきます。

消防職員の安全と健康、快適な職場環境のため、また、感染症流行時における消防力の維持・確保のため、新しい消防庁舎の建設とは切り離して、一刻も早く仮眠室の改善、個室化をするべきではないかとのお尋ねでございました。

近年、消防署の仮眠室につきましては、プライバシーの保護や女性職員の働きやすい環境づくり、感染症対策から個室化が進んでおり、仮眠室の個室化は職場環境改善の観点から重要なものと認識しているところでございます。

そのため、消防本部としましても、仮眠室の個室化について実施すべきと考え、調査研究してまいりましたが、現庁舎で完全個室化を実施する場合、新たに自動火災報知設備の設置も必要となる可能性があります。新しい庁舎の建て替えを考慮し、可能な範囲で対策を実施するものとして検討を進めているところです。

また、これまで女性職員の働きやすい環境の点では、当初、救急隊仮眠室であった部屋を女性仮眠室に変更し、さらに後の平成24年度には女性仮眠室を改修し、ユニットバス・トイレ付きの仮眠室に仕立て直したものでございます。

感染対策の点では、消毒室を設置するとともに、非接触型自動水栓や換気扇を配置していますが、プライバシーの観点では課題が多く、また、完全な仮眠室の個室化と

比較すると十分とは言えません。

繰り返しとなりますが、仮眠室の個室化は、消防職員の快適な職場環境の重要な部分であることから、新庁舎建て替え時期を考慮しつつ、関係部署と調整を図りながら実施に努めてまいります。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問はございますか。

16番二見議員。

○16番（二見伸吾君） 仮眠室の個室化は、消防職員の快適な職場環境の重要な部分であり、新庁舎建て替え時期を考慮しながら、関係部署と調整を図って進めていくという答弁でした。確かに、新庁舎建て替え時期を考慮することは必要だと思います。仮眠室を改善しても、僅かな期間で建て替えとなれば余分な支出だと言われかねません。しかし、基本計画の策定から竣工まで最低5年はかかります。私が調べた範囲では6年から8年ぐらいが多いようです。庁舎の場合には、まだ建て替えそのものが決まっていないわけですから、新庁舎建設のときに改善するのではまずいと思います。仮眠室の個室化は切り分けて実施すべきであります。ネットで検索しますと、移設可能なユニット型の仮眠室もあるようです。そのようなものもぜひ検討していただいて、一日も早く仮眠室の個室化を図り、快適な職場環境にしていきたいと思います。

全国各地で火災が相次いでいます。火災で恐ろしいのは煙だと言われています。火災の煙には一酸化炭素などの有毒ガスが含まれており、この煙を吸うと体の麻痺などで避難ができなくなり短時間で死に至る。火災が起きたとき、消防士はそういう煙の中に突入し、救助することが求められるわけです。場合によっては自らの死を招くかもしれない。だから平時における十分な訓練が求められており、訓練塔やトレーニング室などの条件整備が必要であります。

12月8日には、青森県東方沖地震、マグニチュード7.5が起きました。12日までの間に67回余震があり、そのうち震度3以上が9回です。日本列島は1995年の阪神・淡路大震災以降、本格的な活動期に入っているとされています。大地震がいつどこで起きてもおかしくありません。

13日付の中国新聞に出ていましたけれども、広島県は、南海トラフ大地震の新たな被害想定をまとめました。府中町の被害想定は、直接死37人、災害関連死37人から74人、全壊建物560となっています。あくまで想定であり、実際に被害がど

うなるかは起きてみないと分かりません。今、求められるのは、できる限りの準備をして被害を最小限にとどめることです。そのためには、消防庁舎の建て替えを急いで準備することが必要です。

南海トラフ大地震をはじめとする自然災害、火災、救急に対応できる庁舎、21世紀後半の日本と府中町を視野に入れた庁舎建設が求められています。北広島町の新庁舎は昨年11月に竣工し、海田町にある安芸消防署も基本計画・実施計画が決まり、来年着工で2028年から新庁舎の運用が始まります。当町でも基本計画の策定を急ぐべきであります。そのことを再度強調して、私の質問を終わります。

○議長（力山 彰君） 以上で、第3項、消防庁舎の建て替えについて、16番二見議員の質問を終わります。

続いて、建設消防関係、第4項、向洋駅周辺のこれからの事業見通しについて、12番山口議員の質問を行います。

12番山口議員。

○12番（山口晃司君） 昼休憩の間にね、向洋駅のことを取り上げるっていうことでしっかり頑張ってもらいたい、どんどん言ってほしいということで叱咤激励を受けましたんで、いろんな議員さんがそれぞれの思いを持ちながらこの問題は抱えてるんだろうなというふうに改めて感じたところです。しかし、私の質問ですので、しっかり道はそれていきます。思ったんと違うと思われるかもしれませんが御容赦いただき、聞いていただけたらなというふうに思っております。

それでは、向洋駅周辺のこれからの事業見通しについて質問いたします。

向洋駅は、大正9年に国鉄向洋駅として開業し、昭和6年に東洋工業、現在のマツダ株式会社が向洋駅前の府中町へ移転され、向洋駅は交通の要衝として、また、駅周辺地区は小規模ながらも商店や飲食店が立ち並び、マツダや関連企業の社員の方々にぎわいのある地区として発展してきました。

しかし、向洋駅開業から100年余りが経過し、府中町の人口も5万人を超え、周辺幹線道路の整備が進む中で、向洋駅周辺は、鉄道遮断による交通渋滞が慢性的に発生し、また、駅周辺も築年数が経過した小規模な店舗が密集するなど、経年とともに活気に欠け、地域の拠点性も乏しい状況となっていました。

そのため府中町では、向洋駅を南の玄関口として、また、行き交う人たちの利便性と安全性を高め、周辺地区整備の相乗効果により、駅利用者など、人々が一度立ち止

まってもらえる新たな商業施設などの立地も期待しながら、にぎわいのあふれるまちづくりを目指し、連立立体交差事業と一体的に向洋駅周辺土地区画整理事業を平成14年から実施し、既成市街地の再編と幹線道路などの都市基盤整備が進められているところです。

連立立体交差事業では、先日、旅客下り線の仮線路切り替えを終え、これで4線全ての仮線路切り替えが完了し、いよいよこれから鉄道高架の工事が本格的に進んでいくこととなります。それと並行して区画整理事業においても、特に向洋駅南口周辺の整備が進んでいくこととなります。そこで、多くの駅利用者も含めた歩行者の安全性の視点から質問します。

1、連立事業や区画整理事業が進んでいく中で、歩行者等の安全確保についてお聞かせください。

2、事業完了後のJR向洋駅から向洋駅前（マツダ本社前）バス停までの歩行者動線のバリアフリー化についてお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

区画整理担当部長。

○建設部区画整理担当部長（井上貴文君） 区画整理担当部長です。12番山口議員の「向洋駅周辺のこれからの事業見通しについて」答弁いたします。

御質問にもございましたとおり、向洋駅周辺地区は、大正9年、国鉄向洋駅が開業したことで多くの産業の集積をもたらし、交通の要衝として発展を重ねてまいりました。開業から100年余りが経過した現在、府中町の南の玄関口として、乗降客数は県内で6番目となる約1万9,000人と、多くの人に利用されております。

これまでの向洋駅周辺地区は、道路が地区の西側に隣接する県道「広島海田線」と地区周辺の町道があるほかは未整備な状況で、大半が幅員4メートル程度で、4メートル以下の私道も多く、都市基盤が脆弱な地区でございました。

そのため、向洋駅周辺地区を町の南の玄関口にふさわしい地区として、また、「にぎわいのあふれるまちづくり」を目指し、広島市東部地区連続立体交差事業に合わせ、一体的に向洋駅周辺土地区画整理事業を実施し、既成市街地の再編と幹線道路など都市基盤整備を行っております。

向洋駅周辺土地区画整理事業は、平成11年3月に都市計画決定、平成14年

1 1月に事業計画の決定を行い、平成20年度から建築物の移転補償や道路・画地の整備を進めております。

区域内の道路は機能に応じて幹線道路、区画道路、特殊道路の三つの区分で計画しております。

J R 向洋駅周辺の幹線道路は、都市計画道路「向洋駅北口線」「向洋駅南口線」など7路線、延長約1,800メートルを計画し、併せて歩道も整備をいたします。

地区内生活道路の機能を持つ区画道路は、健全な市街地の形成を図るため、幅員6メートルから10メートルとし、15路線、延長約1,300メートルを計画しております。

また、歩行者など向洋駅へのアクセス向上や、安全性・利便性を考慮した幅員4メートルから6メートルの特殊道路は7路線、延長約240メートルを区画整理事業区域内に適宜配置をしております。

現在、道路整備状況は、向洋駅の北側で、連立事業に影響のない範囲でおおむね整備済みで、向洋駅北口線には、片側でございますが、幅員3.5メートルの歩道を整備し、歩行者と車両を分離しております。

向洋駅の南側は、連立事業と調整を図りながら整備を進めており、向洋駅南口線など一部幹線道路に幅員3.5メートルの歩道を整備済みでございます。

連立事業は、先日12月7日に4線全ての仮線路への切り替えが完了し、これから鉄道高架工事が本格的に進められていくこととなります。

区画整理事業を推進していくに当たり、事業主体である広島県と連携を図り、連立事業に影響のない範囲で道路や各地の整備を進めてまいります。

それでは、一つ目の御質問「連立事業や区画整理事業が進む中で、歩行者などの安全確保について」答弁いたします。

12月7日の仮線路切り替え完了に伴い、踏切延長が短くなり、踏切内での横断時間が短縮されたことで歩行者等の安全性が向上いたします。

また、踏切内の点字ブロック設置や仮線路切り換え工事に伴う道路の段差解消について、現在、広島県とJ R とで調整中で、今年度中には整備をする予定と聞いております。

土地区画整理事業は、連立事業が完成するまで向洋駅南口側を中心に道路や画地を整備する計画で、工事の進捗に合わせ、向洋駅への歩行者などの動線に変更が生じて

まいります。その場合、「区画整理だより」や工事看板などにより、住民・駅利用者の方へ周知するとともに、バリケードや誘導灯、夜間照明など安全施設を設置し、歩行者などの安全確保に努めてまいります。

また、事業完了後の歩行者の安全確保につきましても、幹線道路には歩行者と車両を分離するため幅員3.5メートルの歩道を設置し、安全な歩行空間を確保してまいります。

あわせて、マツダ病院との間に位置する町道「青崎桃山線」のような歩行者通行量が多い区画道路に、より歩行者の安全性を向上させるため最適な歩道の検討をこれから行ってまいります。

交差点では、車両交通量や歩行者の視認性を踏まえ、信号設置や横断歩道の位置について、警察など関係機関と協議を行ってまいります。

また、滑りにくい舗装や水たまりのできにくい舗装、足元を照らす照明の設置など、安心して通行できる歩行者空間の確保についてもこれから検討してまいります。

続いて、二つ目の質問「事業完了後のJR向洋駅から向洋駅前（マツダ本社前）バス停までの歩行者動線のバリアフリー化について」答弁します。

JR向洋駅周辺のバス停は、県道「広島海田線」に位置し、海田方面のバス停はマツダ病院前、広島方向のバス停はマツダ本社前でございます。現在、バス停までは両バス停ともに、JR向洋駅から歩道のない県道「向洋停車場線」を通行し、広島方面へのバス停はさらに県道「広島海田線」を信号制御により横断する必要がございます。

また、県道「向洋停車場線」は、JR向洋駅と県道「広島海田線」に2メートル程度の高低差があるため、道路の一部が急な坂になっている状況です。朝夕の時間帯は、マツダ株式会社への通勤者が多い中、幅員の狭い道路を通行しなければなりません。そのため、多くの歩行者が安心して通行できる歩行者空間を確保する必要がございます。

事業完了後のマツダ本社前バス停までの歩行者動線は、JR向洋駅から「向洋駅南口線」を通行する計画となっております。「向洋駅南口線」には、幅員3.5メートルの歩道を設置し、縦断勾配を現在の県道「向田停車場線」より緩やかに整備する予定です。

歩行者動線のバリアフリー化については、「移動等円滑化に関するガイドライン」を活用しながら、点字ブロックの設置や極力段差を少なくするとともに、休憩施設の

整備など、誰もが安心して通行できる空間として整備する予定です。

加えて、JR向洋駅から広島方面のバス停を利用するには、県道「広島海田線」を横断する必要があることや、企業の方々の朝の出勤時間、夕方の退社時間、時間帯によっては歩行者の通行量が多いことから、歩行者の安全確保や県道横断による交通渋滞緩和のため、歩行者動線を平面的に考えるだけでなく、向洋駅南口駅前広場や青崎南公園などの空間の活用も含め、安全な歩行空間の確保についてこれから調査研究し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考えに基づく歩行空間として整備をしております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問ございますか。

12番山口議員。

○12番（山口晃司君） 御答弁ありがとうございます。連立事業、区画整理事業は、鉄道や道路、公園、画地などハード整備をする事業です。

向洋駅周辺地区は、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすい」歩行空間を整備する方針とのことで、これから高架工事が本格化していくこともありますので、歩行者等がより安全に通行できる歩行空間の確保に向けて、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

歩行空間は、ユニバーサルデザインの考えの下整備され、歩行者の安全性がこれまで以上に確保されますが、それとともに向洋駅周辺地区への訪問者の滞在時間を増加させ、区画整理事業の目的の一つである「にぎわいのあふれるまちづくり」につなげていく工夫も必要ではないでしょうか。「にぎわいのあふれるまちづくり」には、連立事業、区画整理事業によるハード事業だけでなく、それらを活用する仕組みづくりなど、ソフト事業が重要です。

向洋駅周辺は、駅の高架化や区画整理が進むことで新たな町並みが生まれようとしています。特に駅前には、来訪者が最初に触れる「都市の玄関口」となります。その印象は、自治体のブランドイメージを大きく左右するため、歩行者等の安全を確保すると同時に、駅前空間ににぎわいを生み出す取組を一体的に進めていくことが必要だと思います。

駅前には公園が整備される予定ですが、例えば、ここをほかの都市でもなかなかないような全天候型の広場にすることによって、休日には様々な団体や表現者たちがイ

ベントを行い、雨が降っても中止になることなく、その来客をターゲットにキッチンカーや出店などでにぎわいが創出されるのではないのでしょうか。

広島市内には広島マツダが企画・運営する「アートボーン広島」という地元の芸術家を支援しているビルがありますが、そこでは芸術家のデザインをラッピングしたロードスターやRX-7が展示されています。

駅前の公共空間を利用し、思わず写真に収めたくなる人気車を展示することで、映えのスポットになり、また、自動車産業とともに発展している府中、移住で一番重要視される雇用が豊富であるといったイメージをも発信できるのではないかと思います。

また、都市としてのイメージでは、文化の発信は必要不可欠です。改札を出て目の前に広がる風景が一面の住宅地や駐輪場では洗練された都市のイメージとはかけ離れており、まちのポテンシャルを十分に伝えられません。

都市の玄関口には、歩きやすさと安心感に加え、文化や生活の魅力が自然と感じられる空間づくりが求められます。今予定されているハード整備のみの当たり障りのない計画から一歩踏み込んでいく必要があるのではないのでしょうか。

文化の発信の例としましては、東京の小田急小田原線経堂駅の高架下には世田谷区立の図書館があり、渋谷には本に出てくるフードやドリンクを楽しめる民間の図書館、大阪の泉大津には、おしゃべりや飲食もできる市立の図書館があり、いいところを取りますと、お昼は親子連れで絵本に出てくるフードを食べながら楽しく過ごす、夜には本に出てくるお酒を飲みながらデートのできる、そんな図書館にすることも考えられます。

また、東京メトロ東西線葛西駅の高架下には地下鉄博物館があり、その中には文化ホールがあり、大阪の南海なんば駅の高架下にはライブハウスがあります。JR中央線高円寺駅と阿佐ヶ谷駅の間の高架下では、空き倉庫だった場所が展示室やイベントスペースとして活用されています。こうしたことから、高架下に音楽ホールのようなことを持つてくることも考えられ、ライブや演劇、公民館活動団体の発表会など、若者から高齢者まで幅広い文化の発信拠点にすることもできるのではないのでしょうか。

駅が交通の要である点を生かし、つばきバスやデマンドタクシーを乗り入れて、町内の様々な地区から利用者を運んでくることも考えられます。

また、JR中央線東小金井駅と武蔵小金井駅の間の高架下には学生アパートがあり、JR秋葉原駅と御徒町駅の間の高架下にはホテルができています。こうしたことから、

駅から少し離れた高架下は町営住宅を整備することも考えられるのではないのでしょうか。

このように、交通と地域の中心である向洋駅周辺を文化の発信と日々の暮らし心地のよさが融合した風景とすることで、都市としてのブランド価値を高め、来訪者にも住民にも誇れる駅前空間になるのではないかと思います。

今回の再整備を契機として、安全で快適で、かつにぎわいと文化が調和する「まちの新たな顔」として一体的に計画することが必要ではないかと思います。また、タイミング的にも早急に準備を開始すべきだと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

区画整理課長。

○区画整理課長（大神規正君） 区画整理課長です。

向洋駅を中心とした鉄道の高架事業、区画整理事業は、議員御指摘のとおり、鉄道や道路、公園、画地などを一体的に整備するハード事業です。御質問にもございましたとおり、向洋駅の高架化や区画整理事業によって生まれる「新たなまちなみ」を向洋駅周辺地区の「にぎわい」につなげていくためには、ハード事業だけでなくソフト事業を組み合わせることが重要だと考えております。

例えば、向洋駅南口には、区画整理事業により、駅前広場と青崎南公園合わせて約4,000平方メートルの駅前空間が生まれます。

また、区画整理事業区域外も含みますが、連立事業に伴う鉄道高架化により、駅舎等のJR関連施設を除いても約1万平方メートルの高架下の空間が生まれる予定です。

御質問にもございましたとおり、駅前には来訪者が最初に触れる「都市の玄関口」でございませう。朝夕の歩行者通行量の多い時間帯を中心に、一定量の歩行者が安全に通行できる動線の確保とともに、事業完了後には市街化区域内にこれだけの広大な空間が生まれることとなります。この空間を府中町南部地区の「まちづくり」にうまく活用できれば、南の玄関口としての新たなにぎわいの創出につながる大きなチャンスではないかと思います。

連立事業は、令和8年度に事業認可の変更を行う予定で、それに合わせて駅舎や鉄道高架の詳細が明らかになってきます。

区画整理事業は、連立事業の事業認可変更の状況を確認しながら、令和9年度に事業計画の変更を行う予定です。

事業計画の変更において、駅舎や鉄道高架の詳細を踏まえ、広島県、JRと協議を行いながら、ハード面の整備とともに、駅前空間を活用したソフト面についても調査・研究し、計画に反映させていきたいと考えております。

向洋駅周辺地区が府中町の南の玄関口として、また、安全・快適で、にぎわいと文化が調和する「まちの新たな顔」として、各地から多くの来訪者が訪れ、文化に触れ、交流の場となるよう、駅前空間と高架下の有効活用について、他の事例も参考にしながらハード整備とソフト整備を一体的に調査・研究してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

12番山口議員。

○12番（山口晃司君） 御答弁ありがとうございます。

最後に要望になりますが、駅前空間を活用したにぎわいづくりについても調査・研究し、令和9年度に予定されている事業計画の変更反映させていきたいとのことで、職員も向洋駅前が安全で快適で、かつにぎわいと文化が調和する「まちの新たな顔」となるよう、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

また、百聞は一見にしかずと言いますので、実際に先進事例を見て、にぎわいを生む仕組みを聞くことも必要なのではないかと思えます。職員の方々にもぜひ視察に行っていたらよい要望しておきます。

連立事業では、先日、4線目の仮線路切り替えが完了しましたので、これから高架工事は本格化し、また、区画整理事業も駅南側の整備が進められ、住民の目にも見える形で事業が進んでいきます。そうした中、まちのにぎわいは行政だけで考えるのではなく、地域の方々やマツダ株式会社などとも連携し、一緒につくり上げていく必要があるのではないのでしょうか。日頃からそうした方々との情報共有や意見交換を重ねているとは思いますが、地域の人たちや地元企業と一緒にあって、ハード面だけでなくソフト面のまちづくりを一体的に考え、向洋駅前を「まちの新たな顔」として、安全で快適で、かつにぎわいと文化が調和するまちづくりを早急に進めていただくことを要望し、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第4項、向洋駅周辺のこれからの事業見通しについて、12番山口議員の質問を終わります。

続いて、建設消防関係、第5項、町内公園の役割について、18番金澤議員の質問

を行います。

18番金澤議員。

○18番（金澤映理子君） 18番金澤です。町内公園の役割について質問させていただきます。

府中町はコンパクトなまちで人口密度が高く、市街地は住宅地が集約され、町内には様々な公園がバランスよく配置されています。これらの公園は、長年にわたり子どもたちの遊び場や地域住民の憩いの場、健康づくりの場、また、交流の場として重要な役割を果たしてきました。

しかし近年、人口減少や少子高齢化に伴う利用者層の変化、遊具などの施設の老朽化や遊具撤去後の公園の利活用といった課題が顕在化しています。とりわけ高台団地や高齢者世帯の多い地域では、子どもがほとんど利用しない、防犯面が不安などといった声も聞かれます。このまま従来と同じ形で全ての公園を維持し続けることは現実的に厳しいと考えます。今後の公園の整備や管理については、多世代、多様な住民、利用者の視点での公園づくりが重要であり、多様化するニーズに対して公園全体のにぎわいを創出することが必要だと考えます。

そこで、一つ目に、公園の種類、規模やその役割について

二つ目は、現在あまり利用されていない公園において、例えばドッグランの設置などといったにぎわいを創出するような新たな取組を導入する予定はあるかについて伺います。お願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（磯亀 智君） 建設部長です。18番金澤議員の「町内公園の役割について」に答弁いたします。

一つ目の御質問、公園の種類やその役割・規模についてです。議員御指摘のとおり、本町は非常にコンパクトなまちを形成しており、市街化区域（564ヘクタール）内に都市公園13か所、地域の公園41か所の計54か所の公園がバランスよく配置されております。このうち都市公園は、都市計画決定を行った公園であり、都市公園法に規定する公園です。

現在再整備事業を進めております揚倉山健康運動公園（16.3ヘクタール）は、平成3年8月に都市計画決定を行った「都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運

動等、総合的な利用に寄与すること」を目的とした「総合公園」であり、空城山公園（5.6ヘクタール）は、昭和52年9月に都市計画決定を行った「主として徒歩圏内に居住する者の利用に供すること」を目的とした「地区公園」です。

そのほかの都市公園は、都市公園法の「街区公園」に該当し「主として街区内に居住する者の利用に供すること」を目的として設置しております。都市公園13か所の面積は約24ヘクタールとなっております。

一方、比較的小規模な地域の公園は、「府中町地域の公園設置及び管理条例」で、都市公園以外の公園または広場と定義しており、「地域住民の健康福祉の増進及び地域コミュニティの醸成を図る」ことを目的として設置しております。地域の公園41か所の面積は約4ヘクタールとなっております。

議員御指摘の公園の役割については、都市環境の改善や自然環境の保全、住民の日常の憩いや健康づくりの場、子どもの遊び場、（祭りや催しなどによる）地域コミュニティの形成、交流の場としての役割のほか、災害時の避難拠点や延焼防止機能を有しているなど、公園は単なる「遊び場」や「緑地」だけでなく、防災・環境・健康・コミュニティ・交流など多面的な機能・役割を持つ重要な「地域インフラ」となっております。

続いて、二つ目の御質問「現在、あまり利用されていない公園において、例えば、ドッグランの設置などといったにぎわいを創出するような新たな取組を導入する予定はあるか。」についてですが、本町は人口密度が高く、住宅が密集する都市環境内の公園にドッグランを設置することは、既存の公園利用者や公園に近接する住民などから理解を得ることが難しいのではないかと推測しております。

議員御指摘の「多様な住民や利用者の視点での公園づくり」としては、公園の整備や遊具等の再整備時には、ユニバーサルデザインに配慮し、インクルーシブ遊具等の整備促進を図っているところですが、今後も多様化するニーズに対して、公園や町全体のにぎわいを創出するような新たな取組について調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

18番金澤議員。

○18番（金澤映理子君） 御答弁ありがとうございます。都市公園と地域の公園が

持つ役割について理解しました。

また、ドッグランの設置が既存の公園利用者や近接する住宅などから理解を得ることが難しいと推測されるため、そのほかのにぎわいを創出するような新たな取組について、今後、調査・研究を行っていくということですので、よろしく申し上げます。

町内の公園においては、遊具が撤去されたまま空き地のような箇所もあり、高齢者が多い地域においても、休日には毎週のように孫が遊びにくる世帯が多いのですが、公園に連れていっても遊ばせる遊具がなくて困っているといった声も聞きます。

公園内に複数の遊具があり、子どもたちの遊び場として機能している公園と機能していない公園が混在しており、子どもたちが安心・安全に遊べる場所が限られていると思います。

そこで、次のことについて質問します。都市公園及び地域の公園で遊具が設置されている公園の箇所数と遊具の安全管理について。また、現在、遊具が設置されていない空き地のような公園で今後遊具を設置する計画について。以上、2点を伺います。お願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

維持管理課長兼職次長。

○建設部次長兼維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長兼職次長です。18番金澤議員の2回目の質問に答弁します。

建設部長の答弁のとおり、町内には都市公園13か所、地域の公園41か所の計54か所の公園がありますが、このうち、遊具等が設置されている公園は、都市公園11か所、地域の公園25か所の計36か所となります。

遊具の安全管理についてですが、遊具等については、町職員によるパトロール時の目視による日常点検や業務委託による年1回の定期点検も行っています。

点検結果から、国土交通省が策定した「公園施設長寿命化計画策定指針」に基づき、遊具等の健全度を判定し、評価基準である「全体的に劣化が進行しており、現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには、部分的な補修もしくは更新が必要なもの。」に判定された場合、補修を行います。使用見込み期間を既に経過している施設については、更新または撤去の検討を行います。遊具等の更新を行う場合は、町内会など地域の皆さんの意見を聞き、対応することとしています。

現在、遊具が設置されていない公園については、基本的には今後も遊具を設置する

計画はありませんが、町内会等からの設置要望があれば調査・研究してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

18番金澤議員。

○18番（金澤映理子君） 御答弁ありがとうございました。最後に幾つか要望をさせていただきます。

部長答弁にもありましたが、公園の役割は単なる「遊び場」や「緑地」ではなく、地域住民の安全、健康、防災、そして交流の拠点でもあり、住民生活の質の向上を図る重要な都市空間です。誰もが安心して利用できる憩いの場をつくっていくためには、様々な声を丁寧に聞いていくことが大切だと感じています。

答弁の中で、公園の整備や遊具の再整備時には、ユニバーサルデザインに配慮し、インクルーシブ遊具等の整備促進を図っているとのことで、空城山公園のインクルーシブ遊具もとても人気と聞いています。

先日、エディオンピースウイング広島でインクルーシブについて考えるイベントがあり、参加してきました。インクルーシブ遊具も幾つか展示してあり、障害のある子、障害のない子もみんな楽しそうに遊んでいました。参加されていたお母さん方から、インクルーシブ公園について、遊具が充実するのも大事だけど、同時に駐車場は、車椅子を下ろすためにバックドアが全開できるスペースが必要なこと、また、障害のある子はおむつをしている子も多いので、身体障害者や高齢者、乳幼児連れの方が利用しやすいようなユニバーサルシートが設置されたバリアフリートイレの整備も重要だと教えていただきました。ぜひ空城山公園や今後整備される公園について、駐車場やトイレも含めて整備をしていただきたいと要望します。

また、遊具を撤去した公園についても、地域の方の憩いの場となるよう、例えば高齢者の方などがひと休みできるようなベンチを設置していただきたいと思います。

最後に、ドッグランの設置についても質問させていただきました。多様な公園ニーズの一つとして、町民の方から府中町にもぜひドッグランをつくってほしいという声があります。実際、周りに犬を飼っている方はとても多く、近隣の公園に散歩に連れていき、飼い主同士のコミュニケーションを取られている光景もよく見かけます。

ドッグラン整備は単なるペットサービスにとどまらず、地域交流、そして災害時の

ペット同行避難の場としても活用可能になると考えます。1回目の答弁で、町内の市街地の公園へのドッグラン設置は難しいとのことでしたが、近隣では、海田町、熊野町にもドッグランが設置されています。町内のそのほかの場所への設置について、ぜひ調査・検討をしていただけるよう要望し、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第5項、町内公園の役割について、18番金澤議員の質問を終わります。

以上で、建設消防関係の質問を終わります。

よって、日程第2、一般質問を終わります。

以上で、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長が御挨拶したいと申し出ておられますので、許可します。

町長。

○町長（寺尾光司君） 12月定例会閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。本定例会は、本日まで5日間で報告1件、議案19件の議案について質疑、討論を含めて熱心な御審議をいただき、全てをお認めいただきました。お礼を申し上げます。お認めいただいた施策は着実に実施してまいります。

また、17名の方から、昨日・今日と18件の一般質問をいただきました。議員それぞれの肌感覚の中から、町に対する提案事項や要望事項などしっかり出ておりました。町といたしましてもしっかりそれらを踏まえまして行政施策を展開してまいりたいと思っております。議員各位から伺いました地域の声や課題・要望などしっかり受け止めて今後とも進めてまいりたいと思っております。共に考え、行動し、町政を前進させてまいりたいと思っております。

今年もあと2週間ばかりとなりましたが、今年度は町の次期長期総合計画であります第5次総合計画を策定中でありまして、来週25日には議員全員協議会をお願いをいたしております。総合計画の中核となります部分であります基本構想と基本計画について、前回の全協などの御意見を踏まえて取りまとめを行いますので、改めて御意見を伺いたいと思っております。

府中町の将来を見据えて、議会とともに町政を進めてまいりたいと思っておりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。両輪として共に町政を進めてまいりたいと思っております。

さて、本議会といたしましては本日が今年のご最終日となります。議員の皆様におかれては、1年間様々な形でお世話になりました。ありがとうございました。

年末に向かい、慌ただしい日々が続きますが、皆様方には切に御自愛くださいまして、幸多い新春をお迎えいただきますようお祈りを申し上げます。来年はうま年ということで、大きな飛躍や挑戦、成功が期待される縁起のいい年だと言われております。府中町議員の皆様につきまして、来年がすばらしい年となることを願ひまして、閉会に当たってのお礼の御挨拶といたします。来年もぜひよろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。

○議長（力山 彰君） これをもちまして、令和7年第5回府中町議会定例会を閉会いたします。御苦勞さまでした。閉会。

（閉会 午後 2時06分）